

2019 年度

# IBADAI GUIDE BOOK

いばだい ガイドブック

	はじめに	1
	キャンパス 案内	2
	保健管理	3
	経済支援	4
	学生生活	5
	学生生活 における 安全	6
	学内外の 施設 紹介	7
	国際交流	8
	資料	9

## いばだいせいの心得！

### 1. 掲示板は毎日見ること

茨城大学教務情報ポータルシステムまたは各学部及び各センター前の掲示板には重要な情報が掲示されます。

(例：休校・補講情報、奨学金、就職に関する情報、ボランティアなど)

### 2. オフィシャルメールは毎日確認すること

大学から与えられたメールアドレスには大学から重要なお知らせが送られてきます。

(例：災害等緊急時の連絡、教務・奨学金・課外活動関係など)

### 3. 大学（教員・職員）からの電話・メールには必ず応じること

大学からの電話は、インターネットで検索できますので、登録していない番号からかかってきた場合は、一度検索してみましょう。また、大学からのメールは、ドメインが [@vc.ibaraki.ac.jp](mailto:@vc.ibaraki.ac.jp) となっております。

## 災害等の発生時の安否確認について

本学では、自然災害（地震、風水害等）、事件・事故（テロ、原子力事故等）等の発生時、学生の安否を迅速に確認するためマ・メール(茨城大学安全情報メール)を利用しております。

以下のメールアドレスで配信しておりますので、こちらからメールが来た場合は必ずご確認ください。

**[ibarakiuniv@mamail.jp](mailto:ibarakiuniv@mamail.jp)**

# 目次

## 1 はじめに

茨城大学学生行動規範	5
茨城大学校歌	6
学長あいさつ	7
2学期クォーター制とiOPクォーター	8
茨城大学の教育に関するポリシー	9

## 2 キャンパス案内

学生対応窓口・キャンパス案内マップ	13
-------------------	----

## 3 保健管理

茨大なんでも相談室案内	23
バリアフリー推進室	25
保健管理センター	27
保険制度	28
からだと心の健康	29

## 4 経済支援

授業料の額・納入	35
授業料の免除	35
授業料の徴収猶予	36
奨学金制度	37
学内ワークスタディ	39

## 5 学生生活

各種証明書の発行	43
身分異動（休学・退学・復学）	43
懲戒	44
学生懲戒処分の基準	44
連絡及び情報提供等	46
交通規制	46
拾得物・遺失物	48
ボランティア・課外活動団体	48

1

2

3

4

5

6

7

8

9

## 6 学生生活における安全

クーリングオフ	51
インターネット利用について	52
安全な日常生活	53
課外活動中の事故防止	55
実験・実習の事故等	56
キャンパス・ハラスメント防止	57
事件・事故等のトラブルに気をつけよう！	60
事件・事故等のトラブルに遭遇した際の相談窓口	61
地震等緊急時の対応	62
緊急連絡先	64
ブラックバイトに注意！	65
海外渡航時の手続き	67

## 7 学内外の施設の紹介

図書館	71
その他の施設	72

## 8 国際交流

いろいろな海外留学・研修	79
茨城大学で国際交流	79
国際交流関係情報	79

## 9 資料

工学部及び農学部の配置図	83
茨城大学 略歴・校章・ロゴマーク	85

別に配付されている次の冊子も適宜参照してください

○基盤教育科目履修案内

基盤教育科目や全学共通プログラムの履修に関することはこの冊子で確認してください。

○茨城大学での学修の手引きー「大学入門ゼミ」から始めようー

大学での学修や注意事項、授業を受けるにあたってのポイント、茨城大学の教育課程・制度、図書館の活用法等についてはこの冊子で確認してください。



1

## はじめに

茨城大学学生行動規範

茨城大学校歌

学長あいさつ

2学期クォーター制とiOPクォーター

茨城大学の教育に関するポリシー



# 茨城大学学生行動規範

## 第1 基本

- ① 茨城大学の公共の役割を深く理解し、地域社会から支持される大学の一員であることを自覚し積極的に社会に関わって行動します。
- ② 一人ひとりの人格を尊重し、正当な理由なく相手が不快に感ずるような行為をしません。
- ③ 法令や規則等を遵守し、社会のルールに反する行為をしません。

## 第2 学修・研究

- ① 勉学に励み、真理を探求し、自から研鑽して豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身に付け、高度で専門的な知識・技能を修得します。
- ② 知の共同体に集うものとして、これまで大学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。
- ③ 研究活動においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動します。

## 第3 学生生活

- ① 大学及び地域社会等の活動に積極的に参加し、豊かな人間関係を築きます。
- ② 学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣とし、からだと心の健康を維持します。
- ③ 公序良俗に反する団体や悪質な商法の勧誘はきっぱりと断ります。
- ④ 「いばだいガイドブック」を活用し、有意義で楽しい大学生活を送ることを目指します。

# 茨城大学校歌

土岐善麿 作詞  
平井康三郎 作曲

♩ = 116 壮大に

*mf*

てんちにあまねき しんりをもとめ て  
あらたにあだねき しゃかいにたつめく

5

せ いしゅん しほ うに あいよるとこ ろれ  
で んと う れき しの ふかきをほこ

9

*f*

ひとしくきぼうのひとみをあぐれば --- やま  
かぎすやばいかの かおりもあふれて --- けん

13

あ り う み あ り か わ あ り の あ り  
こ う ゆ う じ ょ う ち か ら と い き に

17

*f*

ふ い ゆ く じ ゆ う の み ー ち ひ ろ し  
へ わ と ぶ ん か ー ぜ き よ し

21

*f* Coda *ff*

い ば ら き だ い が く わ れ ら こ ぞ れ り が く え ん  
い ば ら き だ い が く わ れ ら こ ぞ れ り が く え ん

24

わ れ ら の た ー め に あ り  
わ れ ら の た ー め に あ

## 茨城大学校歌

土岐善麿 作詞  
平井康三郎 作曲

天地にあまねき 真理を求めて  
青春四方に 相寄るところ  
ひとしく希望のひとみをあぐれば  
山あり海あり 河あり野あり  
踏みゆく自由の道ひろし

新たに正しき 社会に立つべく  
伝統歴史の 深きを誇れ  
かぎすや梅花の 薫もあふれて  
健康友情 力と意気に  
平和と文化の 風清し

茨城大学 われらこそれり  
学園われらの ためにあり



## 楽しく豊かな学生生活のために



学長 三村 信男

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

茨城大学は、学生の皆さんがそれぞれの分野で成長して社会で思う存分活躍できるように、全力でサポートしようと考えています。そのため、体系的な教育システムとともに、相談体制、経済的支援、学生向け施設の整備、健康管理など沢山の学生サービスを提供しています。この「いばだいガイドブック」では、これらの学生サービスの内容を紹介しています。大学生活では、いろいろなやりたいことや問題にぶつかるでしょうが、その時に役に立つのがこの冊子です。

大学が高校ともっとも異なる点は、生活の全てを自分で組み立てるという点です。講義の履修計画はもちろんですが、学生生活も皆さんが自分で組み立てることが基本になっています。そのような主体的な生活によって自己管理が出来る人間に成長するのも、大学教育の目標です。本学では、皆さんの希望を実現する仕組みが整っています。この仕組みに早く慣れて、大学生生活を心から楽しんで欲しいと思います。

同時に、自由な生活には厳しい規律も必要です。交通事故や事件に巻き込まれない注意、飲酒マナーや禁煙（もともとたばこを吸い始めないこと）、ドラッグ厳禁など、誰もが分かっていることと思いますが、この点も自らを律しましょう。

自由と規律を両立させて、皆さんの学生生活が楽しく実り豊かなものになるように心から願っています。

## 2学期クォーター制とiOPクォーター

### 2学期クォーター制

茨城大学では、2学期クォーター制を導入しています。

2学期クォーター制とは、卒業時期など学籍に関することやGPAの算出時期などは2学期制で、授業の期間のみは学期をさらに半分に分けて授業を実施する制度です。

この制度は、学生の皆さんが、社会に求められる「生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力」を身に付けること、授業の形態を変えることで、留学や長期インターンシップなど学外での学びを促進すること、短期間で集中的に授業を実施して、各授業科目における教育効果の向上を図ることなどを目的として導入するものです。

2学期クォーター制の年間授業スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前学期						後学期					
前学期 授業期間			学外等における 学修期間 (夏季休業)	後学期 授業期間				学外等における 学修期間 (春季休業)			
第1クォーター 授業期間		第2クォーター 授業期間		第3クォーター 授業期間		第4クォーター 授業期間					
			iOPクォーターによる 学外学修(3年次)								

### iOPクォーター

3年次の第3クォーターは「iOPクォーター」になります。iOPクォーターとは「Internship Off-campus Program quarter」のことで、この期間は原則として必修の授業を開講せず、学外での学びを促進することを目的に設定するものです。

学生の皆さんは、1年次の段階からiOPクォーターに行う活動を自分で考えることになります。活動は様々な形態がありますが、茨城大学としては以下のような学外学修プログラムを準備しており、これらの活動と事後の振り返りや成果報告等を行った場合、大学として活動を認定します。

茨城大学の主な学外学修

カテゴリー	サブカテゴリー
海外研修	語学研修
	留学
インターンシップ	国内インターンシップ
	海外インターンシップ
サービスマーケティング	ボランティア活動
発展学修	課題解決ゼミ
	自主研究
	チュートリアル

## 茨城大学の教育に関するポリシー

### ディプロマ・ポリシー (DP)

茨城大学の教育目標は、変化の激しい21世紀において社会の変化に主体的に対応し、自らの将来を切り拓くことができる総合的人間力を育成することである。そのために茨城大学の学生が卒業する時に身に付けているべき能力を、以下に示す5つの知識及び能力で構成されるディプロマ・ポリシー（卒業基準）として定める。

これら5要素の比重は分野毎に異なるが、茨城大学を卒業する学生は、どの分野で学んだとしてもこれらの知識・能力を備えていることが必要である。

- ①（世界の俯瞰的理解）自然環境、国際社会、人間と多様な文化に対する幅広い知識と俯瞰的な理解
- ②（専門分野の学力）専門職業人としての知識・技能及び専門分野における十分な見識
- ③（課題解決能力・コミュニケーション力）グローバル化が進む地域や職域において、多様な人々と協働して課題解決していくための思考力・判断力・表現力、及び実践的英語能力を含むコミュニケーション力
- ④（社会人としての姿勢）社会の持続的な発展に貢献できる職業人としての意欲と倫理観、主体性
- ⑤（地域活性化志向）茨城をはじめとする地域の活性化に自ら進んで取り組み、貢献する積極性



### 教育及び学修に関する統合ポリシー

#### カリキュラム・ポリシー：DPを達成するための5つのポイント

- ①共通教育と専門教育の体系的な教育課程の編成
- ②課題解決能力の育成
- ③実践的英語能力の育成
- ④地域・国際志向と態度を養成する教育の推進
- ⑤教育の質の保証

#### キャリア・グローバル化対応ポリシー：基本姿勢

- ①学生の誰もが働くことが可能となり、その働きに個人的にも社会的にも意義を見だし、社会人・職業人として自立した生活が送れるように知識・能力を育む。
- ②地域から世界にわたって広がる多様な文化・社会のもとで、ダイバーシティの観点を理解し、多様な人々と協調して自律的に働く意識を育む。
- ③仕事のキャリアから人生のキャリアを考えることができるように、生涯にわたって主体的に学び考え続ける意識を育む。

#### 学生支援ポリシー：基本姿勢

- ①茨城大学の教育目標およびディプロマ・ポリシーを実現するために学生支援が不可欠であることを共通理解として、学生の成長を支え、安全安心な大学生活を保障して、学生の誰もが茨城大学での学修を十分に行えることをめざす。
- ②そのために、障害学生、留学生など特別な支援を必要とする学生に配慮しつつ、学修相談体制の強化、学修環境・学生用施設の整備充実、生活・経済・就職支援等の包括的な学生支援の充実を図る。
- ③「日常的な学生支援」、「制度化された学生支援」、「専門的學生支援」を充実させつつ、三階層間の連携に配慮する。
- ④教学支援を進めるパートナーとして、学生支援活動に学生自身が参加する機会を増やし、企画段階への学生参画の拡大を図る。





## ② キャンパス案内

学生対応窓口・キャンパス案内



## 学生対応窓口・キャンパス案内

学生のみなさんの修学や学生生活全般にわたる指導や助言等を行うため、次のとおり学生対応の窓口があります。

### 1 学生センター

#### (共通教育センター、学生支援センター、キャリアセンター、グローバル教育センター)

学生センター（学務部）は、学生のみなさんが充実した明るい学生生活を送ることができるよう、修学及び学生生活についての指導や助言等を行っています。

その業務は、教務（主に基盤教育や全学共通プログラム）・課外活動・学生相談・学生寮・授業料免除・奨学援助・就職支援及び留学支援等、学生生活すべてに関係し多岐にわたっています。

学生生活の中で、分からないことや困ったことがある場合には、「茨大なんでも相談室」や各センター窓口で遠慮なく相談してください。

なお、学期中の窓口の受付時間は、平日（月～金）の午前8時30分から午後6時までです。ただし、春季・夏季・冬季休業期間中は午前8時30分から午後5時15分までとなります（キャリアセンターについては、学期中・休業期間中ともに午前8時30分から午後5時までとなります）。土・日曜日、国民の祝日、年末年始及び本学の一斉休業日はお休みとなります。

### 2 各学部の学務係・学務グループ

各学部の学務係・学務グループは、教務（主に専門教育）に関係することや様々な生活問題等について、学生センターと協力・連携しながら指導や助言等を行っています。

なお、工学部フレックスコース、工学部の2年次以降は日立キャンパス、農学部の2年次以降は阿見キャンパスが主な修学の場となります。それぞれのキャンパスにある学務係・学務グループをご利用ください。

日立キャンパス（工学部）



(配置図はP.83を参照)

阿見キャンパス（農学部）

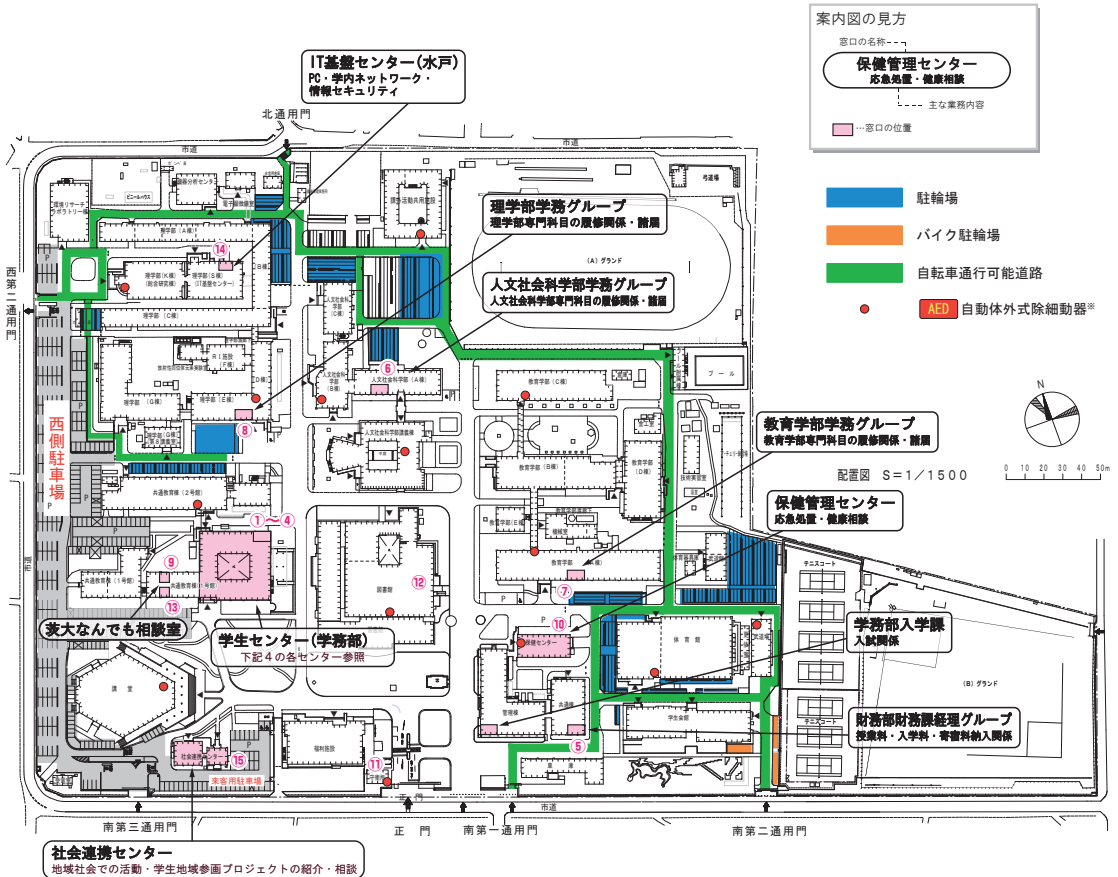


(配置図はP.84を参照)

### 3 学生対応窓口、水戸キャンパス案内マップ

2

キャンパス案内

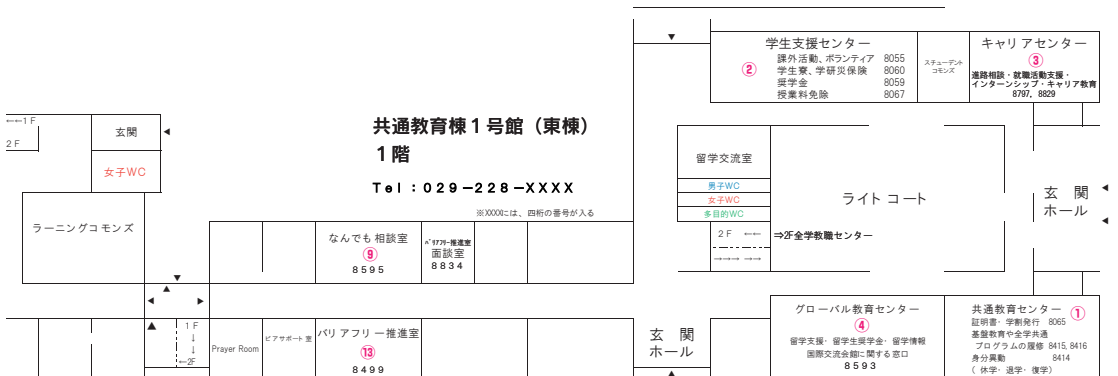


※AED配置場所は、平成31年4月1日現在のものです。最新の配置場所は、茨城大学HPからも確認できます。

(茨城大学HPトップ→アクセス・キャンパス案内→各キャンパス→各キャンパスのAED設置箇所はこちら)

※茨城大学では、救命措置やAEDの使い方を学べる救命救命講習会を開催しています。緊急時に対応できるよう、積極的に参加してください。

### 4 学生センター（共通教育センター、学生支援センター、キャリアセンター、グローバル教育センター）配置図





No.	学生対応窓口の連絡先		相談内容
①	共通教育センター	029-228-8415 8416	基盤教育や全学共通プログラムの履修等
		029-228-8065	証明書・学割発行等
		029-228-8414	身分異動（休学・退学・復学）
②	学生支援センター	029-228-8055	課外活動、ボランティア、事件・事故
		029-228-8060	学生寮、学研災保険
		029-228-8067	授業料免除
		029-228-8059	奨学金
③	キャリアセンター	029-228-8797 8829	就職相談・インターンシップ等
④	グローバル教育センター	029-228-8593	留学支援・留学生奨学金・留学情報・国際交流会館に関する窓口
⑤	財務部財務課経理グループ	029-228-8561	授業料の納入
⑥	人文社会科学部学務グループ	029-228-8106 8102	人文社会科学部専門科目の履修関係・諸届
⑦	教育学部学務グループ	029-228-8207 8204 8208	教育学部専門科目の履修関係・諸届
⑧	理学部学務グループ	029-228-8335 8332	理学部専門科目の履修関係・諸届
⑨	茨大なんでも相談室	029-228-8595	相談受付窓口
⑩	保健管理センター	029-228-8082	健康診断、診察・検査・応急処置、健康相談及び医療機関への紹介、栄養相談、精神保健相談
⑪	福利センター（生協）	029-225-3384	アパート・アルバイトの紹介
⑫	図書館	029-228-8076	図書館の施設利用等について
⑬	バリアフリー推進室	029-228-8499	障害等のある学生からの相談（修学・学生生活等）
⑭	IT基盤センター（水戸）	029-228-8750	PC・学内ネットワーク、情報セキュリティ等
⑮	社会連携センター	029-228-8585	地域での活動・プロジェクト等の相談
	工学部学務第一係	0294-38-5009 5010 5223	工学部専門科目の履修関係・諸届
	工学部学務第二係	0294-38-5011	
	農学部学務グループ	029-888-8519 8522 8520	農学部専門科目の履修関係・諸届
	工学部保健室	0294-38-5019	工学部における診察・検査・応急処置、健康相談及び医療機関への紹介
	農学部保健室	029-888-8529	農学部における診察・検査・応急処置、健康相談及び医療機関への紹介
	IT基盤センター（日立）	0294-38-5014	PC・学内ネットワーク・情報セキュリティ等
	IT基盤センター（阿見）	029-888-8623	PC・学内ネットワーク・情報セキュリティ等
	全学教職センター	029-228-8816	教職課程（教員免許状取得）の履修関係諸届（教育学部学生の教職課程履修関係は教育学部学務グループ）

## 5 諸手続

### 《授業の履修》

○基盤教育科目や全学共通プログラムの履修や成績についての相談・質問があるとき

☞基盤教育科目や全学共通プログラムは共通教育センター（P.14図 ①）

☞専門科目は所属の学務グループ（工・農の1年次は共通教育センター（P.14図 ①、⑥、⑦、⑧））

4月の履修ガイダンスに必ず出席し、「履修案内」等を熟読してください。

### 《身分異動》

身分異動に係る問い合わせ先

☞水戸地区の学生及び工・農の1年次は共通教育センター（P.14図 ①）

日立地区及び阿見地区の学生は所属学部の学務グループ

○休・退学、復学する（詳しくは43ページ参照）

2か月以上休学する場合や、休学中で復学する場合及び退学する場合は必ず事前に問合せてください。

○転学部、転学科、転課程、転コース、他大学への転学を希望する

転学部・転学科については、選考の上、許可されることがあります。

希望する場合は、出願先の学部の学務係・学務グループに確認してください。

他大学への転学については、出願前に上記窓口に相談してください。

○本人及び保証人の氏名、住所等が変わった

改姓・住所変更・保証人の変更等、入学時に提出した書類の内容に変更が生じたときには、その都度上記窓口に届け出てください。

### 《学生の相談関係》

○個人的な相談があるときは

☞茨大なんでも相談室（P.14図 ⑨）※日立地区・阿見地区には分室があります

茨大なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じています。困っていること、悩んでいることがあれば、お気軽に相談ください。相談内容に応じて、より適切な相談者を紹介します。相談者のプライバシーは堅く守りますので安心してください。

※茨大なんでも相談室の詳細はP.23～24

○バリアフリー推進室

バリアフリー推進室では、障害等のある学生の皆様に合理的配慮の提供を行っています。学生生活を送る上で困難や社会的障壁などを感じる場合は、お気軽にご相談ください。

※バリアフリー推進室の詳細はP.25～26

## 《学生証、各種証明書の申請関係》

### ○学生証を紛失、汚損してしまったときは

- ☎水戸地区…共通教育センター (P.14図 ①)
- ☎日立地区…工学部学務第二係 (卒業・修了後の成績証明書等は学務第一係)
- ☎阿見地区…農学部学務グループ

### ○各種証明書が必用なときは

- ☎各キャンパスに設置してある証明書自動発行機へ (詳細はP.43参照)

## 《授業料・奨学金・経済支援関係》

### ○授業料の納入に関しては

- ☎財務部財務課経理グループ (P.14図 ⑤)

1年次前期分授業料は、銀行振込で納入していただきます。1年次後期分から口座振替での納入となります。

所定の期日までに授業料が納入されない場合には、学則の規定により除籍となりますので、十分注意してください。

### ○授業料免除、徴収猶予を申請するときは

### ○奨学金を受けたいときは

### ○学内ワークスタディを行いたいときは

- ☎水戸地区…学生支援センター (P.14図 ②)
- ☎日立地区…工学部学務第二係
- ☎阿見地区…農学部学務グループ

## 《トラブル関係》

### ○学内で忘れ物・落とし物をしたときは

- ☎共通教育センター、各学部の学務係・学務グループ及び学生支援センター等 (P.14図 ①、②、⑥、⑦、⑧)

・共通教育センター、各学部の学務係・学務グループ、学生支援センターには届けられた忘れ物・落とし物が保管してありますので、心当たりがある場合は各窓口にお問い合わせください。  
・携帯電話・カード等については、各関係機関へも直ちに連絡してください。

### ○学内で落とし物を拾ったときは

- ☎共通教育センター、各学部の学務係・学務グループ及び学生支援センター等 (P.14図 ①、②、⑥、⑦、⑧)

### ○学内で盗難にあったときは

- ☎所属学部の学務係・学務グループまたは学生支援センター (P.14図 ②、⑥、⑦、⑧)

○学内・学外で事件・事故に遭ったときは

☎警察（110番）へ連絡、その後所属学部の学務係・学務グループ又は学生支援センター

(P.14図 ②、⑥、⑦、⑧)

・ケガ人がいるときは

1. 保健管理センター（029-228-8082）に連絡する。  
（救急車の要請は、119番へ）
2. 所属学部の学務係・学務グループ又は学生支援センターに連絡する。

・ケガ人がいないときは

所属学部の学務係・学務グループ又は学生支援センターに連絡する。

・休日・時間外等で職員がいない場合は、守衛所（029-228-8035）へ連絡する。

《課外活動関係》

○サークルをつくるときは

○学内外で行事を行うときは

○募金活動や署名運動を行うときは

○試合や大会に参加するときは

○掲示を貼ったり、立看板をたてるときは

○課外活動等で、物品を借りたいときは

○学内の体育施設を利用するときは

○大子合宿研修所を利用するときは

○草津セミナーハウス（群馬大学所管）を利用するときは

○ボランティア活動を行うときは

○大学会館（茨苑会館）を利用するときは

☎水戸地区…学生支援センター

(P.14図 ②)

☎日立地区…工学部学務第二係

☎阿見地区…農学部学務グループ

《健康・保険関係》

○ケガや病気の治療、健康に関する相談は

☎水戸地区…保健管理センター (P.14図 ⑩)

☎日立地区…工学部保健室 (P.83図)

☎阿見地区…農学部保健室 (P.84図)

○ケガで通院・入院したときは

☎水戸地区…学生支援センター (P.14図 ②)

☎日立地区…工学部学務第二係 (P.83図)

☎阿見地区…農学部学務グループ (P.84図)

学生教育研究災害傷害保険の加入者には、一定の条件を満たした場合は保険金が支払われるので、通院や入院をしたときは速やかに上記窓口へ届け出てください。

○体重や身長、血圧などを測りたいときは

☎水戸地区…保健管理センター (P.14図 ⑩)

☎日立地区…工学部保健室 (P.83図)

☎阿見地区…農学部保健室 (P.84図)

測定の種類によっては、予約を必要とすることもあります。上記窓口で確認してください。

《その他学生生活関係》

○学生寮への入寮を希望するときは

☎水戸地区…学生支援センター（学生寮 P.14図 ②）  
茨城大学生活協同組合（アパート・アルバイト P.14図 ⑪）

○アパート・下宿を探すときは

☎日立地区…工学部学務第二係

○アルバイトを探すときは

☎阿見地区…農学部学務グループ

下宿・アパートやアルバイトの情報については、上記窓口で閲覧することができます。なお、水戸地区のアパート情報・アルバイト紹介は茨城大学生活協同組合で閲覧することができます。

日立地区<sup>こうよう</sup>吼洋寮、阿見地区<sup>かこう</sup>霞光寮への入寮を希望する工・農学部1年次生は、学生支援センターまで問い合わせてください（寮生募集については掲示でお知らせしますので、掲示板を注意して見てください）。

○自動車及び自動二輪での入構を希望するときは

☎水戸地区…学生支援センター（P.14図 ②）

☎日立地区…工学部学務第二係

☎阿見地区…農学部学務グループ

自動車入構許可の基準については、46～47ページを参照のうえ、上記窓口で確認してください。





3

## 保健管理

茨大なんでも相談室案内  
バリアフリー推進室  
保健管理センター  
保険制度  
からだと心の健康





## 茨大なんでも相談室案内

場所 P.14図⑨

3

学内外の施設の紹介

## ◎なんでも相談室は、学生のあらゆる相談に応じます。

困っていること、悩んでいることがあれば、どんなことでも相談してください。  
相談室で話されたこと、また、利用者のお名前は一切外部に漏れることはありません。

## 例えば

## 【修学上のことについて】

- 授業の履修方法（単位のとり方、時間割の組み方等）がわからない。
- 授業が理解できない、ついていけない。研究がうまく進まない。
- 教員などの資格のとり方がわからない。
- 留学の仕方がわからない。
- 自分で選んで入った学部・学科等が自分に合わないので、転学部、転学科したい。
- 他大学を受験したい。
- その他

## 【将来のことについて】

- 大学院に進むかどうか迷っている。
- 将来や自分の生き方について不安を感じる。
- 就職活動で困っている。
- その他



なんでも相談室では、まずインターカー（相談受付者）が相談内容を聞いて、その内容に応じてより適切な相談員を紹介します。

### 【日常生活について】

- サークル、アルバイトについて迷っている、悩んでいる。
- 入学料、授業料の免除、奨学金の受け方がわからない。
- 先輩・同級生・後輩や教員等との関係がうまくいかない。
- 宗教団体とトラブルがある。
- 契約販売やローンのことで困っている。
- 交通事故にあった、交通事故を起こした。
- 盗難にあった。痴漢にあった。
- ハラスメントを受けた、受けている人がいる。
- 一人暮らしがうまくできない。
- 大学生活で何をしたいのか見つからない。
- 妊娠・出産・子育て等について
- その他

### 【心の健康について】

- 友人ができない、対人関係（異性関係）について悩んでいる。
- 大学に行く気がしない。
- 何もやる気がしない。
- 性格のことで悩んでいる。
- その他

### ●相談は、次のような方法で出来ます。

	茨大なんでも相談室	茨大なんでも相談室 日立分室	茨大なんでも相談室 阿見分室
直接 来談	各キャンパス（P.64）の相談場所に直接来室してください。		
	開室時間 （土・日曜日、祝日及び年末年始は休み）		
	午前10時00分から 午後5時まで （昼休みは13:00～14:00）	午前10時から 午後4時まで （昼休みは12:00～13:00）	午前10時から 午後5時まで （昼休みは12:00～13:00）
ファクシミリ・ 電話	受付時間は直接来談と同じです。		
	TEL・FAX 029-228-8595	TEL・FAX 0294-38-5232	TEL・FAX 029-888-8691
手紙	〒310-8512 水戸市文京2-1-1 茨城大学 「茨大なんでも相談室」 あて	〒316-8511 日立市中成沢町4-12-1 茨城大学工学部 「茨大なんでも相談室」 日立分室あて	〒300-0393 稲敷郡阿見町中央3-21-1 茨城大学農学部 「茨大なんでも相談室」 阿見分室あて

◎相談は、茨大なんでも相談室、同日立分室、同阿見分室、いずれの場所でも受け付けます。

◎開室時間は、時期により変更することがあります。

バリアフリー推進室に相談してみよう！

こんなことで困ったら



まずは相談

なんでも相談室

(水戸 : 029-228-8595 / 日立 : 0294-38-5232 / 阿見 : 029-888-8691)

各学部学務係・学務グループ

連携

保健管理センター

バリアフリー推進室

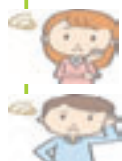
(水戸 : 029-228-8499 / 日立 : 0294-38-5232 / 阿見 029-888-8691)

## バリアフリー推進室のご案内

茨城大学では、障害等のある学生の皆様に合理的配慮の提供を行っています

3

学内外の施設の紹介



どんな支援があるの？

### 支援例

※支援内容はケースに応じて変わります

※記載のない障害等に関してもお気軽にご相談ください

#### ◆発達障害

→イヤーマフの使用許可  
→履修登録やスケジュール管理の支援 等

#### ◆視覚障害

→資料の拡大印刷、座席の優先指定 等

#### ◆聴覚障害

→ノートテイク 等

#### ◆LGBT 等

→着替えやトイレの配慮 等

#### ◆肢体不自由

→教室の変更、スロープ整備 等

#### ◆精神障害

→心理的支援、試験での配慮 等

### 合理的配慮の提供とは

障害のある方が、様々な生活を送る上での妨げとなる社会的障壁を変更・除去するための調整のことです。合理的配慮の具体的な内容については、障害のある学生の申し出に応じて一緒に考え調整していきます。

### ピアサポーター募集中

茨城大学では、学生生活上で支援を必要としている学生に対し、仲間である学生同士で気軽に相談に応じ、支援を行うピアサポーターを募集しています。活動によっては本学規定の賞金が支払われます。興味のある学生は、お気軽に下記のバリアフリー推進室にご連絡ください。

#### バリアフリー推進室

水戸キャンパス共通教育棟  
1号館1階  
TEL&FAX 029-228-8499  
午前10時から午後5時まで  
(昼休みは13:00~14:00)

#### バリアフリー推進室日立分室

日立キャンパス E5棟8階  
TEL&FAX 0294-38-5232  
午前10時から午後4時まで  
(昼休みは12:00~13:00)

#### バリアフリー推進室阿見分室

阿見キャンパス 事務棟  
TEL&FAX 029-888-8691  
午前10時から午後5時まで  
(昼休みは12:00~13:00)

## 保健管理センター

場所 P.14図⑩

3

学内外の施設の紹介

## 1 保健管理センター

保健管理センターには、医師と看護師が常勤しています。学内における唯一の健康管理施設として多面的な機能を備えています。費用はすべて無料です。

キャンパス	スタッフ
水戸（本部）	健康管理医 2（内科・精神科） 看護師 2 学校医 2（内科・精神科） カウンセラー（臨床心理士） 3 管理栄養士 3 健康運動指導士 1
日立（分室）	看護師 1 学校医 2（内科） カウンセラー（臨床心理士） 5
阿見（分室）	看護師 1 学校医 2（内科・精神科） カウンセラー（臨床心理士） 1

## (1) 定期健康診断

毎春、学生定期健康診断を行っています。健診項目は、血圧測定、尿検査、胸部X線検査、身体測定、内科診察、心理面接等です。病気を早期に発見し、改善につながります。また、この結果を用いて、各種申請に使用できる健康診断書を作成します。学生証を用いて、無料で自動発行機から受け取ることができますので、発行希望年度の定期健康診断は忘れず受診してください。健康診断日程は、掲示板やホームページに掲載されます。

## (2) 診察・検査・応急処置

看護師が常時待機し、医師の診察や指示のもとに適切な処置、投薬を行います。慢性の病気に関しては、適切な医療機関で継続的な治療を受けてください。

身長体重、血圧、視力、体脂肪率測定はいつでもできます。尿、心電図、貧血、骨密度、超音波検査は、スタッフに相談ください。重い症状や緊急時には医療機関を紹介します。大学の休業日には『健康の記録』にある病院、医院の案内図を参考にしてください。いばらき医療機関情報ネット (<http://www.ibaraki-medinfo.jp/>) でも情報が得られます。



## (3) 健康・保健相談および医療機関への紹介

健康診断の結果や日頃の健康の心配なことへの、相談に応じています。スタッフが話を聞き、医師による診察や検査を行ったり、専門医を紹介したりします。各種相談の予約の受付や健康についての問い合わせは、電話029（228）8082でも行っています。

## (4) 栄養相談・運動相談

貧血、肥満、やせで栄養相談を希望される場合には管理栄養士が、それぞれの体力に応じた運動をサポートを希望する場合には、健康運動指導士が相談に応じています。

## (5) 精神保健・心理相談（カウンセリング）

対人関係や性格の悩み、不眠、過食や拒食、心の病の心配などは精神科医や臨床心理士が相談に応じています。相談は予約制ですが、急を要する場合にはスタッフにお尋ねください。原則として急を要する医療上の必要がなければ、本人が望まない限り、担当教員やゼミの教員、両親などにも相談があったことや、その内容の連絡はされません。

## 保 険 制 度

現代の社会生活では、自分の経済力では補償できない事故の危険性が身近に存在しています。自分に合った保険制度を活用して万が一の災難に備えてください。

本学では、講義、実習、実験、教育実習、フィールドワーク等の授業や、介護等体験、インターンシップ、課外活動等での不慮の事故に備えて、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険については、加入が義務付けされています。

3

学内外の施設の紹介

### 1 学生教育研究災害傷害保険

財団法人日本国際教育支援協会が取り扱うもので、窓口は学生支援センター（水戸地区）、工学部学務第二係、農学部保健室（阿見地区）になります。

国内外において学生が、正課中、学校行事中、学校施設内、学校施設外で大学に届け出た課外活動中、通学中の事故により身体に傷害を被った場合に対処する保険です。

詳細は、学生支援センター及び工・農学部保健室に配置してある「学生教育研究災害傷害保険のご案内」のパンフレットをご覧ください。

### 2 学研災付帯賠償責任保険

財団法人日本国際教育支援協会が取り扱うもので、窓口は学生支援センター（水戸地区）、工学部学務第二係、農学部保健室（阿見地区）になります。

国内外において学生が、正課、学校行事およびその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害補償に対処する保険です。

学研災付帯賠償責任保険の加入は、学生教育研究災害傷害保険の加入者に限られます。

詳細は、学生支援センター及び工・農学部保健室に配置してある「学研災付帯賠償責任保険」の案内パンフレットをご覧ください。

### 3 学研災付帯学生生活総合保険

財団法人日本国際教育支援協会が取り扱うもので、加入手続き及び保険金請求等は直接保険会社と行うこととなります。

学生生活の24時間を補償するもので、病気・ケガ等の保険及び賠償責任保険等学生生活全般に保障範囲を広げた保険です。

学研災付帯学生生活総合保険の加入は、学生教育研究災害傷害保険の加入者に限られます。

詳細は、学生支援センター及び工・農学部保健室に配置してある「案内パンフレット」をご覧ください。

### 4 その他の各種保険

#### ■学生総合共済（生命共済）・学生賠償責任保険（学賠）等

大学生協が取り扱うもので、生命共済では、学生本人のケガや病気の保障に負傷者の死亡保障をプラスしています。学賠では、他人の身体や財物への賠償事故が対象になります。

#### ■スポーツ安全保険

財団法人「スポーツ安全協会」が取り扱うもので、スポーツの種類によって、保険料や保険金が異なります。また、スポーツ以外の文化系サークルも、安い保険料で加入でき、演奏旅行中の事故なども対象になります。

#### ■学生総保険

民間保険会社等が取り扱うものです。学生生活全般にわたっての補償で、授業中や課外活動中といった限定がなく、外国での事故に対する保険が含まれているものもあるなど、いろいろな保険があります。自分に必要なパターンを組み合わせることもできます。

#### ■旅行保険

国内用と外国用とがあり、どちらも、旅行中のケガや病気、器物を破損した場合の補償があります。

また、海外で事故にあった場合に、日本語によるテレホンサービス網を整備している会社もあります。

#### ■自動車損害賠償責任保険

法律で強制されている保険です。原付自転車にも適用されます。バイクを利用する学生は期限切れに注意してください。

2年間から5年間までの長期契約による割安制度もあります。

#### ■自動車任意保険

「自賠責」では足りない部分を補う保険で、保険金額・運転者の年齢・事故歴等により保険料は変わります。年間一括払いの割安制度もあります。

※詳しくは、各取り扱い団体のパンフレット・資料等をご確認ください。※

## からだと心の健康

3

学内外の施設の紹介

### 1 飲酒について

#### お酒は20歳になってから

未成年者の飲酒は法律で禁じられています。未成年者は飲酒により、発育期の脳細胞が成人者より強くアルコールの影響を受けやすく、また、少量の飲酒でアルコール依存症になりやすいと言われています。大学生になると、ゼミ、大学祭、サークル活動などのコンパで飲酒する機会がありますが、未成年時に飲酒を勧められた際ははっきりと断りましょう。未成年者に飲酒を勧める行為もいけません。

アルコールに対する耐性は個人差が大きいだけでなく、体調によって悪酔いすることがあります。飲酒は何より「適量」が大切です。飲み過ぎないように十分注意してください。また、体質的にお酒を受けつけない人もいることを忘れてはなりません！

○「節度ある適度な飲酒」としては、1日平均純アルコールで約20g程度

(注)主な酒類の換算の目安

お酒の種類	ビール (中瓶 1本500ml)	清酒 (1合180ml)	ウイスキー・ブランデー (ダブル60ml)	焼酎(35度) (1合180ml)	ワイン (1杯120ml)
アルコール度数	5%	15%	43%	35%	12%
純アルコール量	20g	22g	20g	50g	12g

出典：厚生労働省ホームページ ([https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21\\_11/b5.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/b5.html))

#### アルコールによる臓器障害

アルコールによる健康障害は全身に及びます。多量飲酒が続くと肝臓、膵臓が障害を受け、アルコール性肝障害（アルコール性肝炎、肝硬変など）、急性・慢性膵炎などが引き起こされます。また中枢神経にも影響を及ぼし、急性アルコール中毒やアルコール依存症・アルコール性精神病などが引き起こされます。

**「イッキ飲み」はしない！ させない！**

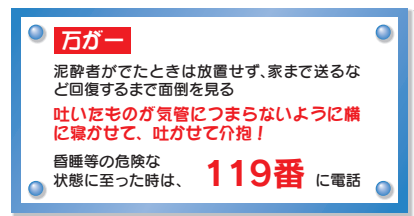
#### 急性アルコール中毒

イッキ飲みをすると急激に血中アルコール濃度が高まり、脳幹部が抑制されて死に至ることがあります。残念なことに、毎年急性アルコール中毒で死亡する大学生がいます。

#### 飲み過ぎ厳禁

##### こんな時は飲まないで

- ★飲酒運転は犯罪です。車やバイクはもちろん、自転車を運転するときにも飲酒運転は絶対にやめましょう。
- ★スポーツの前やスポーツ中の飲酒はやめましょう。
- ★入浴前や入浴中の飲酒は不測の事故の原因となるのでやめましょう。
- ★薬を飲んでいるときは飲酒を控えましょう。



#### 「アルコール・ハラスメント（アルハラ）」の追放（イッキ飲み防止連絡協議会より）

「アルハラ」とは、「イッキ飲ませ」を含むお酒を用いた嫌がらせの「総称」で、次のように定義されて、「アルハラの追放」を求めています。

- **飲酒の強要**：上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて等といった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。
- **イッキ飲ませ**：場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争・罰ゲームなどをさせること。
- **酔いつぶし**：酔いつぶすことを意図して、吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意して飲み会を行うこと。
- **飲めない人への配慮を欠くこと**：本人の体質や意向を無視して飲酒を勧める。
- **酔ってからむこと**：酔った上での暴言・暴力、セクハラ

## 2 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

### ★大学生に広がる大麻汚染

最近、青少年における薬物乱用の急激な増加や低年齢化が大きな社会問題となっています。平成21年には大麻が大学生の間にも広がっていることがマスコミに大きく取り上げられました。

1回だけなら大丈夫？



その他、麻薬の一種であるMDMA（錠剤型合成麻薬）は20歳代を中心として若年層への乱用の拡大が大きな社会問題となっています。最近では、「危険ドラッグ」と称し、幻覚作用をもつ植物の葉や、麻薬に類似した化学物質を植物の葉に付着させた危険ドラッグが広がっています。たばこやお香のように吸引する薬物があり、それに起因する犯罪や悲惨な交通事故が発生しています。

3

学内外の施設の紹介

### ↓ 甘い言葉にだまされないで！



やせてきれいになれる？



そんなことはありません!!  
薬物は身体のおちおちをボロボロにしています!!



集中力がアップする？



そんなことはありません!!  
薬物の影響で精神錯乱や幻覚症状がおこり、普通の生活さえできなくなってしまいます!!



嫌なことが忘れられる？



そんなことはありません!!  
何もする気がなくなり、薬物のことしか考えられなくなります!!

### ★名前を変えて忍び寄る薬物

我が国の近年の薬物事犯の検挙者は、覚醒剤及び大麻が大半をしめています。そのほか麻薬（MDMA、コカイン、ヘロインなど）、有機溶剤（シンナー、トルエン）、向精神薬があります。これらの薬物は巧妙に名前や形状を変えて広がっており、一見して違法薬物とは想像もできないような名前と呼ばれるため、惑わされないようにしましょう。これらの薬物は中枢神経系に作用して興奮あるいは抑制的に働き、多幸感、疲労度の減少、不安の除去、気分高揚、幻覚、セックスの快感増幅などの精神的影響をもたらす働きがあると言われています。薬がきれると、脱水症状や疲労が顕著となり、吐き気、悪寒などがあるほか、不安、妄想、抑うつとなることがあります。自律神経に対しては、血圧上昇、心拍数増加、体温上昇などの作用を有しています。これらの薬物は1回の使用でも「乱用」にあたります。「1回だけなら大丈夫」という安易な気持ちや、ファッション感覚で手を出すことはゼッタイにやめましょう。



薬物のいろいろな俗称

- 覚醒剤……………シャブ、エス、スピード、アイス
- 有機溶剤……………アンパン
- 大麻……………マリファナ、ハッパ、グラス、チョコ
- コカイン……………コーク、スノウ、クラック
- ヘロイン……………ペー、チャイナホワイト、ジャンク
- LSD……………エル、アシッド
- MDMA（錠剤型合成麻薬）……エクスタシー、バツ
- PCP ……………エンジェルダスト
- サイロシピン等を含む  
きのこ類……………マジックマッシュルーム



★薬物乱用の恐怖 「依存症」

薬物乱用のもっとも恐ろしい特徴は、何度もくりかえして使いたくなる「依存性」という性質をもっていることです。依存には「精神的依存」と「身体的依存」があります。精神的依存とは、連用することによって欲求は激しくなって脅迫的な使用へと悪循環を形成することです。身体的依存とは、薬物の中断などで激しい禁断症状がおこり、その苦痛を回避するために薬物なしではいられなくなることです。しかも覚せい剤などいくつかの乱用薬物には、使用をくりかえしているうち、それまでと同じ量では効かなくなる「耐性」という性質があります。1回だけと思って始めた人も、薬物の「依存性」と「耐性」によって使用する量や回数がどんどん増えていき、自分の意志ではやめることができなくなり、どうしようもない悪循環となるのです。

★危険ドラッグ

危険ドラッグは、幻覚作用などを持つ植物の葉や、麻薬に似た化学物質を植物の葉に付着させたもので、吸引により幻覚作用などを引き起こすもので、2014年4月1日から薬事法改正により、個人の使用・所持ともに処罰対象となりました。

危険ドラッグは、麻薬や覚せい剤と同じかそれ以上の恐ろしさを持つ物質です。決して使用しないでください。

使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。また、異常行動を起こして他者に危害を加えてしまうこともあります。

危険ドラッグ：

含有されていたのは麻薬類似の合成品



危険！危険ドラッグ使用厳禁!!



薬物乱用防止相談窓口機関

- 茨城県薬務課……………029-301-3388
- 茨城県精神保健福祉センター…029-243-2870

### 3 たばこと健康

我が国の成人喫煙率は17.7%であり、男女別にみると男性29.4%、女性7.2%となっています（平成29年「国民健康・栄養調査」より）。男性は欧米諸国と比較して喫煙率が高く、また、20代で喫煙を開始すると、強い依存が形成され、禁煙しにくくなることも明らかになっています。

#### たばこによる健康障害

たばこを吸うと健康が損なわれます。肺がんとの関連は有名ですが、がんだけでなく、たばこは心筋梗塞のリスクを高め、肺気腫や慢性気管支炎などの呼吸器系疾患の原因となります。

また、近年急速に普及している加熱式たばこ等の新型たばこは、主流煙には紙巻きたばこと同程度のニコチンを含む製品もあります。

#### たばこの身体に及ぼす影響

循環器系	心筋梗塞
呼吸器系	肺気腫、慢性気管支炎
がん	肺がん、咽頭がんなど

#### 受動喫煙

たばこの場合、健康被害は自己責任だけではすみません。たばこの煙は、本人が吸い込む煙（主流煙）と、火のついた先から立ち上る煙（副流煙）の2つに大きく分けられます。主流煙と副流煙を比較すると、副流煙の方にニコチン、一酸化炭素、タールなどの有害物質が約2～4倍多く含まれています。たばこを吸わないひとが、知らず知らずのうちにたばこの煙を吸っていることを「受動喫煙」と呼びます。受動喫煙による健康被害からたばこを吸わないひとを守らなければいけません。

また、加熱式たばこ等の新型たばこは、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた科学的知見では、加熱式たばこの受動喫煙による将来の健康被害を予測することは困難となっています。

#### 厚生労働省の最新たばこ情報

<http://www.health-net.or.jp/tobacco/front.html>

(財)健康・体力づくり事業財団のホームページ



茨城大学では、建物内は禁煙（加熱式たばこ・電子たばこ等の「新しいたばこ」を含む。）となっています。

また、2023年3月の敷地内禁煙（全面禁煙）を目指しています（日立キャンパスは既に全面禁煙です）。キャンパス禁煙化についての情報は、以下のHPをご覧ください。

【キャンパス禁煙化HP】

<http://www.ibaraki.ac.jp/generalinfo/activity/others/bansmoking/index.html>



4

## 経済支援

授業料の額・納入  
授業料の免除  
授業料の徴収猶予  
奨学金制度  
学内ワークスタディ



## 経済支援

### 経済支援（学生支援センター：日立地区・阿見地区は所属学部の学務担当係）

#### (1) 授業料の額・納入

##### ① 授業料の額及び納期

2019年度授業料の額及び納期は次のとおりです。

なお、在学中に授業料の改定が行なわれた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

##### ○授業料の額

区 分	前学期	後学期	年 額
学部学生・大学院生	267,900円	267,900円	535,800円
工学部フレックスコース学生	133,950円	133,950円	267,900円
専 攻 科 学 生	136,950円	136,950円	273,900円

##### ○納入期限

前学期（4月～9月分） 4月末日までに納入

後学期（10月～3月分） 10月末日までに納入

##### ② 授業料の納入

授業料は前学期・後学期とも納入期限内に、1年次前学期は銀行振込依頼書により、1年次後学期以降は銀行口座振替により納入してください。授業料が納入されない場合は、休学・退学はできません。

また、授業料未納による督促をしても、なお、納入されない場合は、「除籍処分」となりますので、留意願います。

#### (2) 授業料の免除

茨城大学では、本学で学ぶ学生のみなさんのご家庭の教育費負担を軽減するために、授業料の免除制度を設けています。この制度は、特別な事情及び経済的な理由等により、各種学費の納入が困難であり、かつ本学が定める学業基準を満たしている学生に対して、納入を免除することにより、就学の継続を支援するものです。

申請は、原則学生本人から行っていただき、学内選考の上、免除の決定を行います。

日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の貸与（給与）と重複して、支援を受けられますので、不明な点がありましたら学生支援センターに相談してください。

##### ① 対象者

授業料免除の対象者は次のとおりです。

- (ア) 学資負担者が非課税または学生本人が社会的養護を必要とする者
- (イ) 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (ウ) 授業料免除申請基準日（前学期分は4月1日・後学期分は10月1日）の6か月以内（新入学生に対する入学した日の属する学期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において学資負担者が死亡し、または学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- (エ) その他やむを得ない事情があると認められる者（平成23年3月以降に指定された災害救助法適用地域において、地震、台風等の災害により被災した者等）

## ② 申請書類等の配布

申請書類は、「入学料及び授業料の免除・徴収猶予のしおり」（以下、「しおり」）に封入して配布します。「しおり」の配布時期は、申請する年度の前年度の1月中旬頃にお知らせしますので、教務情報ポータルシステムのお知らせ掲示をよく確認してください。

なお、「しおり」は学生支援センター（日立・阿見の各地区においては各学部学務担当係）で配布するほか、次のwebサイトからPDFデータをダウンロードし、印刷した申請書により申請することも可能ですので、併せてご参照ください。

○「学費の免除」のページ

<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/campus/exemption>

## ③ 申請書類の提出期間

前学期分・後学期分とも教務情報ポータルシステムのお知らせ掲示により周知します。

前学期分の周知時期：1月中旬頃から

（申請期間：2年次生以上 前年度の2～3月、1年次生 4月上旬）

後学期分の周知時期：7月中旬頃から

（申請期間：全学年とも 9月～10月）

※各学期分の申請時期の周知時期に、手続きに関する説明会が開催されます。

授業料免除を希望する学生は、積極的に説明会に参加するようにしてください。

※申請期間以外は、原則、授業料免除の受付は行いません。特に、新入生に関しては、前学期分の申請は提出期間が4月上旬に限られますので、十分注意してください。）

## ④ 申請の際の注意事項

(ア) 書類不備の申請書類は受け付けられませんので、「しおり」の内容をよく参照し、申請書類に不備がないよう十分に確認してから申請してください。

(イ) 「しおり」の内容を十分に参照した上でも不明な点があるときは、事前に学生支援センター（日立・阿見の各地区においては各学部学務担当係）に問い合わせてください。

(ウ) 申請書類の受付時に不備のチェックを受けなかった場合でも、後日不備が見つかる場合があります。随時、メールや電話等で連絡しますので、指定された書類の提出をお願いいたします。書類が揃わないと受理できません。連絡が取れないことにより申請者が不利益を被る場合がありますので注意してください。大学からの連絡には必ず応答するようにしてください。

(エ) 虚偽の内容を申告した場合、または、申告すべき内容があったにも関わらず申告をしなかった場合は「申請取り消し」になります。また、免除結果通知後に、その事実が判明した場合も「申請取り消し」により免除結果無効といたします。

## (3) 授業料の徴収猶予

授業料徴収猶予には、「延納」と「月割分納」があります。「延納」とは、あくまで授業料の金額はそのままに、納付期限を延ばす制度です。「月割分納」とは、半期分の授業料を月割で納めることのできる制度です。（特別な事情があるときに限ります。）

なお、対象者、申請書類等の配付、申請書類の提出期間及び申請の際の注意事項は、(2) 授業料の免除の説明と同じです。

種 別	納 入 期 限	納 入 額
延納の場合	前学期分 9月10日まで 後学期分 3月10日まで	当該学期分の全額
月割分納の場合	毎月15日まで ただし、7月分及び8月分は7月10日まで、9月分は9月10日まで、3月分は3月10日まで	

※延納の場合、月割分納の場合とも、納入期限が土曜日・日曜日・祝日の場合は、前日、前々日、または前々々日となることがあります。

※提出書類等の詳細について不明な点がある場合は、学生支援センター（029-228-8067：授業料免除担当）にお問い合わせください。

※授業料の納入期限等については、財務課（029-228-8029）へ直接お問い合わせください。

#### (4) 奨学金制度

主な奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金ですが、そのほかにも地方公共団体や公益財団法人等の奨学金があります。

これらは、いずれも人物・学業ともに優れており、かつ、経済的理由により修学が困難である学生に対して、本人の願い出に基づき選考の上、貸与または給与されるものです。

##### ① 日本学生支援機構

##### (ア) 奨学金の種類と貸与月額（2018年度以降）

奨学金の種類	学 種	貸 与 月 額
第一種奨学金	大学第一種奨学生	2018年度以降入学者 自宅通学 2万円、3万円、4万5千円から選択 自宅外通学 2万円、3万円、4万円、5万1千円から選択 ※最高月額を選択するには、収入の条件があります。
		2017年度以前入学者・2019年度以前編入学者 自宅通学 3万円、4万5千円から選択 自宅外通学 3万円、4万5千円、5万1千円から選択
	大学院第一種奨学生	修士・博士前期課程、専門職学位課程 5万円、8万8千円から選択
		博士後期課程 8万円、12万2千円から選択
第二種奨学金	大学第二種奨学生	2万円～12万円（1万円刻み）から選択
	大学院第二種奨学生	5万円、8万円、10万円、13万円、15万円から選択

※専攻科生は大学第一種奨学生、大学第二種奨学生を参照してください。

※奨学金の貸与金額は、日本学生支援機構の規定改正等により、変更になることがあります。変更の際は、教務情報ポータルシステムのお知らせで周知しますので、確認するようにしてください。

○第一種：無利息

○第二種：卒業または退学後の返済時に利息がつきます。

○入学時特別増額貸与：大学及び大学院の第1学年（編入学生は編入学年）において、奨学金の貸与を受ける者で月額に定額を増額して貸与を希望する者に対し、入学年月を始

期として10万円・20万円・30万円・40万円・50万円（利子付）を選択し、増額貸与を受けることができます。

○併用貸与：経済的理由により修学が困難である者に対して、本人の願い出に基づき、第一種奨学金及び第二種奨学金の両方の奨学金を併せて貸与することができます。

#### (イ) 奨学金貸与期間

貸与期間は、採用されたときから卒業するまでの最短修業年限（第一種緊急採用は、原則として採用年度末）ですが、休学した場合は奨学金の交付が休止されます。

貸与期間中は、原則として毎年1回奨学金継続願を提出することが義務付けられています。大学で決めた期間内の提出を怠るなど奨学生としてふさわしくないと本学で判断した場合、奨学金の交付を打ち切る（廃止）等の処置をします。

また、学業成績に関してですが、卒業延期が確定している（正規の修業年限である4年で卒業できない）場合は、原則として廃止の措置をとります。

#### (ウ) 奨学生の募集と出願

4月にそれぞれ教務情報ポータルシステムのお知らせ・本学のホームページで案内します。募集の詳細は、それぞれの時期に掲示されますが、分からない点があれば学生支援センターへお問い合わせください。

※〔緊急採用・応急採用〕失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等または、火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合は、随時に出願できます。

#### (エ) 奨学金の振込

奨学金は、毎月1回、日本学生支援機構から奨学生本人の預金口座に当月分が振り込まれます。基本的に毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日の営業日に振り込まれます。

ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて振り込むことがあります。

#### (オ) 奨学金の返還

日本学生支援機構の奨学金制度は、国からの借入金及び奨学生であった者からの返還金等を財源として運用されていますので、在学中貸与された奨学金は、貸与終了後、滞りなく返還してください。みなさんが奨学金の貸与を受けようとする場合は、このことを十分念頭において出願してください。

なお、病気、失職その他やむを得ない事情がある場合には、願い出により一時返還が猶予されることがあります。

また、大学院第一種奨学生採用者については、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、貸与終了時に、奨学金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度があります。

詳しくは、水戸地区は学生支援センター、日立地区・阿見地区は各学部の学務担当係までお問い合わせください。

## ② 地方公共団体及び公益法人等

日本学生支援機構の他にも地方公共団体及び公益法人等が行っている奨学金制度があります。

これらの奨学事業団体の募集期間は4月～6月に集中しており、応募資格その他詳細についてはその都度教務情報ポータルシステムのお知らせ及び本学のホームページ（④参照）にてお知らせします。

なお、この他にも大学には連絡が来ない団体があるので、機会があれば出身の都道府県または奨学関係団体に直接照会しておくといでしょう。

## ③ 本学独自の奨学金

本学では独自の奨学金として、下記の奨学金制度を設けています。なお、これらの奨学金の募



集は教務情報ポータルシステムのお知らせにより行いますので、こまめに情報の確認をするよう注意してください。

○修学支度金

○ウエルシア薬局育成奨学金

本学の学生で学部生、大学院生及び専攻科生であって、介護・医療・福祉・健康・美容・スポーツ関係で将来社会に出て活躍したいと考えている学生に対し、選考の上給与します。

※奨学金の募集は、教務情報ポータルシステムのお知らせ及び本学ホームページ（④奨学金に関する情報提供を参照）にてお知らせします。

#### ④ 奨学金に関する情報提供

各種奨学金に関する最新情報は、教務情報ポータルシステムのお知らせ及び本学ホームページで提供していますので、こまめに確認してください。

○「奨学金制度」のページ（茨城大学ホームページ内）

<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/campus/scholarship/index.html>

### (5) 学内ワークスタディ

「学内ワークスタディ」とは、学生の職業意識・職業観を育むとともに、授業料免除を許可された学生（授業料免除の基準に該当する学生を含む）を対象に経済支援を目的として、授業の隙間時間に本学の学生スタッフとして勤務できる制度です。

大学図書館、学生支援センター、その他大学の各部局で募集する事業で、勤務することができます。学生募集の案内は、教務情報ポータルシステムのお知らせで情報提供していますので、確認してください。

また、学内ワークスタディに関し不明な点がありましたら学生支援センター（029-228-8067）にお問い合わせください。

#### ① 対象

授業料免除を申請し、全額免除または全額免除以外の免除となった学生（留学生は対象外）

#### ② 業務内容

以下のような業務があります。

- (ア) 図書館の利用等に関する補助業務
- (イ) 広報に関する補助業務
- (ウ) ピアサポート等学生支援業務
- (エ) 環境整備に関する補助業務 など

### (6) その他

・「成績優秀奨学制度」として授業料を免除します。

① 学部生は2年次・4年次生を対象に学期分授業料の1/4額を免除します。

② 修士課程（博士前期課程）は、1年次を対象に学期分授業料の1/2額を免除します。

※①・②とも個人が申請するものではありません。大学が表彰等を兼ねて決定します。

・家計支持者の死亡、病気等による家計急変により、家計状況が困窮した世帯を対象に、授業料免除の申請を通常の各学期の申請とは区分して、随時受け付けます。

相談は遠慮せずに学生支援センター（日立・阿見の各地区においては各学部学務担当係）にお問い合わせください。



5

## 学生生活

各種証明書の発行  
身分異動(休学・退学・復学)  
懲戒  
学生懲戒処分の基準  
連絡及び情報提供等  
交通規制  
捨得物・遺失物  
ボランティア・課外活動団体



## 各種証明書の発行

問 共通教育センター 場所 P.14図①

各種証明書（在学証明書・成績証明書・J R学割証・卒業見込証明書等）の発行については、各地区（キャンパス）に設置されている証明書自動発行機により即日交付されます。

## 《証明書自動発行機稼働時間》

授業期間：8時30分～18時00分（水戸・阿見キャンパス）

8時30分～19時30分（日立キャンパス）

休業期間：8時30分～17時15分

ただし、証明書自動発行機は、土・日曜日、国民の祝日、年末年始及び本学の一斉休業日は停止します。また、臨時に発行機を停止する場合がありますが、事前に掲示等でお知らせしますので、注意してください。証明書自動発行機で発行できない「通学証明書」及び「JR通学定期乗車券発行証」の発行、並びに「実習用通学定期乗車券」の申請については、共通教育センター（工・農学部2年生以上は所属学部の学務係）に申し込んでください。

## ※実習用通学定期乗車券について

卒業単位の修得や教員免許取得のために、長期間にわたって大学以外の場所で実習を行う場合に適用される通学定期券です。実習開始日の1ヶ月前までに共通教育センター（工・農学部2年生以上は所属学部の学務係）へ申請してください。

## 身分異動（休学・退学・復学）

問 水戸地区は共通教育センター  
工・農学部は所属学部の学務係

学生のみなさんが、休学・退学・復学を希望する場合は、許可を得る必要がありますので、水戸地区の学生及び工・農の1年次は共通教育センター、日立地区及び阿見地区の学生は所属学部の学務係に申し出てください。

その際、窓口で手続きに関する説明を受けてから提出書類を受領し、下表に定める提出期限までに提出してください。

## 【学生の身分異動について】

根拠規程：茨城大学学生の身分異動に関する規程

茨城大学学生の退学、除籍、休学及び復学に関する要項

身分異動	主な概要	書類の提出期日
休学	疾病その他の理由により、2か月以上修学できない場合 ※休学の開始日は休学を希望する月の初日 ただし、後学期の開始日から休学を希望する場合は9月21日	休学を希望する期間の開始日が属する月の前々月の末日 ※9月21日から休学を希望する場合は8月31日までに書類を提出
退学	疾病その他やむを得ない事情により退学する場合 ※退学の時期は退学を希望する月の末日 ただし、前学期末に退学を希望する場合は9月20日	退学を希望する日が属する月の前月の末日 ※9月20日で退学を希望する場合は8月31日までに書類を提出
復学	休学期間中に復学する場合 休学期間が満了して復学する場合	復学を希望する期間の開始日が属する月の前々月の末日 ※9月21日から復学を希望する場合は8月31日までに書類を提出

**懲 戒****問 学生支援センター 場所 P.14図②**

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するために必要最小限の決まりとして学則をはじめとした種々の規則があります。

学生のみなさんがこれらの規則に違反した場合や、本学学生としての本分に反する行為を行った場合は、学則第50条の定めるところにより、懲戒処分（退学、停学又は訓告）が下されることがあります。

試験等における不正行為（カンニング等）や論文等の作成における学問的倫理に反する行為等も懲戒の対象となります。試験を受験するにあつては、本学が定めている「茨城大学における試験及びレポート作成等に関する留意事項」（「基盤教育科目履修案内」及び各学部の履修要項等参照）をよく読んで試験に臨んでください。

学生としての本分を自覚し、自立した大学生活を送ってください。

5

学生生活

**学生懲戒処分の基準****問 学生支援センター 場所 P.14図②**

茨城大学における学生の懲戒処分の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分量定を掲げたものです。なお、懲戒処分の量定は標準例に準拠し、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行います。

**第1 基本事項**

- 1 具体的な量定の決定に当たっては、第2に掲げる標準例に準拠するほか、次の事項を総合的に判断して行うものとする。
  - (1) 非違行為の動機、態様及び結果
  - (2) 故意又は過失の度合いはどの程度か
  - (3) 過去の非違行為の有無
  
- 2 個別の事案の内容によっては、第2に定める標準的な処分量定を加重軽減することもあり得る。また、第2に定める標準例に掲げられていない非違行為についても、同標準例に照らして判断し、相当の処分を行うことがある。

**第2 標準例**

- 1 犯罪行為及びその他の違法行為
  - (1) 禁固以上の刑に処せられた場合は、退学
  - (2) 罰金以下の刑に処せられた場合は、停学
 

上記については、確定判決を経ていなくても、学生の認否の状況に応じて上記に相当するものと判断することが可能な場合には処分を行うことができる。
  
- 2 ハラスメント等の人権を侵害する行為
  - (1) キャンパス・ハラスメントに当たる行為は、退学、停学又は訓告
  - (2) 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合は、退学又は停学
  - (3) 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合は、停学又は訓告
  - (4) 未成年者と知りながら飲酒を強要した場合は、停学又は訓告

### 3 試験等不正行為

- (1) 本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合は、退学又は停学
- (2) 本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為は、停学
- (3) 本学が実施する試験等において、不正行為をした学生に対しこれを幫助した場合は、停学又は訓告
- (4) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合は、訓告

### 4 論文等の作成における学問的倫理に反する行為

- (1) 発表された研究成果等の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん、盗用及び虚偽の研究成果公表等の不正行為を行った場合は、退学、停学又は訓告
- (2) 学問的倫理から逸脱の程度が甚だしい不適切行為を行った場合は、停学又は訓告

### 5 情報倫理に反する行為

- (1) コンピュータ又はネットワークの不正使用は、退学、停学又は訓告
- (2) コンピュータ又はネットワークの不適切な使用は、停学又は訓告
- (3) 本学の情報セキュリティ規程及び情報セキュリティポリシーに定める事項に違反し、情報資産に損害を生じさせた場合は、停学又は訓告

### 6 本学の規則に違反する行為

- (1) 本学の規則に違反する行為を行った場合で、特に悪質と判断された場合は、退学
- (2) 本学の規則に違反する行為を行った場合で、悪質と判断された場合は、停学
- (3) 本学の規則に違反する行為を行った場合は、訓告

### 7 本学における学生等の学修、研究及び正当な活動並びに教職員の業務を暴力、威力、偽計等の不当な手段によって妨害する行為

- (1) 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為は、退学、停学又は訓告
- (2) 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠する行為は、退学、停学又は訓告
- (3) 本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等は、停学又は訓告
- (4) 本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等は、退学、停学又は訓告

### 8 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為

- (1) 反社会的団体の活動を行っており、その活動が本学の名誉又は信用を著しく傷つけると認められた行為は、退学、停学又は訓告
- (2) 違法薬物と類似の効果を持つ薬物を、正当な理由（治療目的等）なく、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようとする行為は、退学、停学又は訓告
- (3) 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動を伴う行為は、停学又は訓告
- (4) その他公序良俗に反する行為は、退学、停学又は訓告

## 連絡及び情報提供等

### 1 掲示板

大学から学生のみなさんへの通知及び連絡は、所定の掲示板（正門横の中央掲示板、各学部及び共通教育棟掲示板、茨城大学教務情報ポータルシステム<sup>※</sup>等）に掲示されます。

※<http://idc.ibaraki.ac.jp/portal/>

例えば、公示・通知・呼出・授業の休講・試験日程・授業料免除・奨学金に至るまで、重要なことがすべて掲示されます。

（茨城大学教務情報ポータルシステム）

見逃した場合は、取り返しのつかないことにもなりかねませんので、1日1度は必ず掲示板を見るように心がけてください。



### 2 広報誌

大学では学生のみなさんへの広報活動として、広報誌「C-mail」を発行しています。

「C-mail」は学生編集員、教員編集員及び職員編集員が一体となって作成している広報誌です。学生編集員が主体となり、「C-mail」の様々な企画・デザインを決め、教員編集員及び職員編集員がそれらをサポートします。C-mail学生編集委員は随時募集しておりますので、興味がある方は下記の連絡先へお問い合わせください。

C-mailお問い合わせ先

Mail : c\_mail\_ibadai@yahoo.co.jp



### 3 諸規則

茨城大学学則及び厚生補導関係の規則は茨城大学のホームページ（<http://www.ibaraki.ac.jp/student/regulations/index.html>）に掲載していますので、参照してください。

諸規則は、予告なく改正される場合があります。

（諸規則）



## 交通規制

問 学生支援センター 場所 P.14 図②

本学水戸キャンパスは、教育・研究を行うことを本分とする場であり、常に静穏かつ安全な環境を構築する必要があるため、自動車及びバイクの入構に関して規制を実施しています。

また、日立キャンパス及び阿見キャンパスでも、自動車入構に関して規制を実施しています。

**キャンパス内への自動車及びバイクの入構は、許可された者以外は認められません。**キャンパス内に自動車・バイクを乗り入れるに当たっては、それぞれ自動車・自動二輪車入構許可証の交付を受けてください。

学生は、各キャンパスの交付基準に該当する者のみ許可証が交付されます。交付基準のいずれの場合についても、事実を証明できる書類が必要となりますので、詳細については、学生支援センターにお問い合わせください。

なお、学生間の不平等をなくすため、申請理由等を審査し、基準を厳格に適用します。よって、必ずしも許可されるとは限りません。



## 【自動車入構の許可条件】

種類	交付基準	駐車場
通年入構許可証	身体的理由（障害・病弱）等により、自動車による通学を必要とする者	水戸キャンパス
	大学までの経路が2km以上で、かつ、指定地域に示す範囲外の地域から通学する4年次生・大学院生・研究生で卒業研究・実験等が、常態的に早朝又は深夜となり公共交通機関の利用が困難と認められる者（公共交通機関を利用した場合の利用条件が、指定地域に示す範囲内の地域から通学する者と同等と認められる者を除く。）	渡里駐車場 (19時以降水戸キャンパス入構可)
臨時入構許可証 (事前申請)	1 大学までの経路が2km以上で、かつ、指定地域外の地域から通学し、学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により、日、期間を限って自動車で入構する必要のある者 2 その他特別の事由により、日、期間を限って自動車で入構する必要のある者	渡里駐車場

\* 指定地域については学生支援センターへお問い合わせください。

## 《自動車の入構を許可された場合》

1. 指定された駐車場に、駐車すること。
2. 駐車場内は徐行運転を心がけること。



## 《バイク・自転車の入構》

## 1. バイクの入構

水戸キャンパスへのバイク（自動二輪車及び原付等）の入構は、入構許可申請のあった者について収容台数の範囲内で、許可します。**必ず所定の自動二輪車等置き場に置いてください。**

なお、水戸地区においては、次の二点が義務づけられています。

- ① バイクは南第二通用門（大学会館横）から入・出構すること。**他の通用門からの出入りはしないこと。**
- ② バイクは定められた自動二輪車等置き場（大学会館横）に駐輪し、**そこから先のキャンパス内には乗り入れないこと。**

## 2. 自転車の入構

- ① 学内移動の際には定められた自転車通行可能道路（グリーンライン）を走行すること。
- ② 駐輪場以外に駐輪しないこと。

駐輪場・自動二輪車等置き場は p.14 のとおりです。

学生のみなさんは上記に留意し、良識ある交通マナーを心掛けてください。

## 拾得物・遺失物

### 拾得物・遺失物

学構内において落とし物を拾得したときには、守衛所又は最寄りの学務係・学務グループに届けてください。

また、落とし物をしたときには、守衛所又は心当たりのある落とし場所の最寄りの学務係・学務グループに問い合わせてください。各種カード等を落としてしまった場合には、各関係機関等へも直ちに連絡することが必要です。

## ボランティア・課外活動団体

### ボランティア活動

近年、大学生のボランティア活動が社会的に注目されています。本学では、ボランティア活動の情報等を学生支援センターの掲示板などに掲示していますので参考にしてください。ボランティア活動を行う場合には、学業への影響も十分に検討し、必ずボランティア保険等に加入してから活動を開始してください。

### 課外活動団体

#### 【茨城大学の課外活動団体数】

H31.2.1時点

キャンパス	体育系団体	文化系団体	音楽系団体
水戸キャンパス	56	61	13
日立キャンパス	17	20	11
阿見キャンパス	11	12	7
合計	84	93	31

茨城大学の公認サークルについては、以下のページを参照してください。  
<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/activity/circle/>





## 6 学生生活における安全

クーリングオフ  
インターネット利用について  
安全な日常生活  
課外活動中の事故防止  
実験・実習の事故等  
キャンパス・ハラスメント防止  
事件・事故等のトラブルに気をつけよう!  
事件・事故等のトラブルに遭遇した際の  
相談窓口  
地震等緊急時の対応  
緊急連絡先  
ブラックバイトに注意  
海外渡航時の手続き



## クーリングオフ

### 1 うまい話には気をつけよう

下宿先やアパートにおいて、訪問販売、電話や街頭での勧誘による物品の押し売りをする詐欺まがいの悪質な商法が横行しています。不要なものはきっぱりと断り、被害にあわないように注意しましょう。

#### よくあるケース

- 町で声をかけられ、化粧品の購入契約をしてしまったが、解約したい
- 電話で呼び出され、英会話教材の購入契約をってしまったが、解約したい
- 訪問販売により健康食品を大量に購入してしまったが、返品したい
- サービスにつられて1年間の新聞購読契約をってしまったが、解約したい
- 代金先払いで、通信販売のDVDを購入してしまったが、解約したい
- 自宅に電話があり、資格取得講座の申し込みをってしまったが、解約したい
- テレビショッピングでタンスを購入してしまったが、返品したい

#### 被害にあったら

「クーリング・オフ制度」が利用できる場合があります。

#### クーリング・オフ制度

「クーリング・オフ制度」とは

訪問販売などの場合、クーリング・オフの期間（訪問販売：8日間、マルチ商法：20日間）以内であれば、購入者は販売業者に対し、書面によって申し込みの撤回や解約ができます。このとき、損害賠償金や違約金を販売業者に支払う必要はありません。

すでに頭金や申し込み金を支払っている場合でも、販売業者はその金額を消費者へ返還しなければなりません。また、商品を受け取っている場合その引き取りに必要な費用は、すべて販売業者の負担となります。

知らなきゃ損！

## インターネット利用について

### 1 インターネットを利用するあなたへ

- 大学のコンピュータネットワークを不正に使用して、次のような事件が発生しております。

ある大学で、学生のA君がいかかわしいホームページにB君の名をかたって、個人情報を読み流しました。その後、B君に不特定多数の者から不快な電話や電子メールが頻発したため調査した結果、A君の行為であることが発覚し、A君は定期試験を受験できないなど厳しい処分を受けることになりました。

また、別のある大学では同様の事件で退学処分にもなっています。

- ホームページ上で猥褻な画像を提供して逮捕される、また、著作権侵害等違法コピーを行い逮捕されるということも起きています。

猥褻な文書、図書その他の物を頒布し、販売し、または公然と陳列した者は、2年以下の懲役又は250万円以下の罰金もしくは科料に処せられます。

インターネットを  
使用するあなた  
「法の遵守」を  
常に意識してください。



# 安全な日常生活

## 1 SNS等の利用

### ●発信する情報（ツイート・投稿）には責任を持ちましょう！

TwitterやFacebookをはじめとするSNSや掲示板はますますなじみの深いものになっています。その手軽さゆえにモラルを欠いた情報が発信されやすくなっています。

発信する情報には責任が伴います。個人情報や職務上知り得た情報を考えもなく発信することや他人の権利を侵害する行為は決して許されません。

### ●みんなが見ています！

情報を発信する場合も、注意を怠ると自らを危険にさらすことにつながります。本来知られたいくない情報、投稿写真と一緒に写っている友人等の情報まで不特定多数の目に触れることもあります。学生としての品位を欠く行為をSNSに投稿すれば、本人が批判されるばかりか、周囲の家族や友人も批判の対象となり、大きな迷惑をかけることになることを自覚しましょう。

### ●情報は拡散します！

一度ネット上に情報が載ると、下図のように自分の想像も付かないところにまで拡がったりします。拡がった情報は完全に消えることはなく、自身の将来（就職等）にも影響しかねません。十分注意してください。

今では多数のWebサイトやサービス、アプリ間で連携機能があります。書き込み内容やプロフィールなどが自動で紐付けられることで、意図しない情報公開が起こり、友達とのトラブルに発展したり、個人情報が晒されたり、トラブルにあうことがあります。

データは消えずに残る！

友達と互いに注意！

原因

複数の投稿サイトがリンクで関連付けられる

A君の実名SNS（鍵付きサイト） A君の匿名プロフサイト



A君は、友達限定の「実名SNS（鍵付きサイト）」と、誰でも見られる「匿名プロフサイト」を使用。B君はどちらのWebサイトも知っていました。ある時B君は、A君の実名SNSのコメント欄に、A君の匿名プロフサイトへのリンクを貼ってしまいました。

結果

公開掲示板に学校名・実名で批判される

公開掲示板



プロフサイトの掲載情報により、A君は特定されてしまい、プロフサイトのアルバムや履歴からA君の不適切な行動や発言が明るみに出ました。そして、公開掲示板でA君の情報は晒され、学校や警察を巻き込んだ事態となりました。

鍵付きサイト：一般には非公開の設定をして、本人が許可した人だけがアクセスできるWebサイト

出典：総務省インターネットトラブル事例集

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/jireishu.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html))

## 2 宗教カルトに注意 手口は巧妙！いつものやさしさにだまされないで！

マスコミ等で報じられました。宗教カルト集団は大学の新生をターゲットに、巧妙な手口で勧誘をおこなってきます。「わたしはだまされるはずがない」と思っている人ほど要注意です。

### ★「ちょっとしたアンケートに連絡先を記入させ、勉強会に誘う」という手口

- 大切な個人情報を安易に相手に教えることのないように注意してください。  
安易に電話番号を交換するのは危険です。
- どういう団体が、どういう目的であるアンケートなのかを確認しましょう。学内での文書配布には許可が必要です。許可を受けているか確認してください。
- 勉強会に、「時間があったら行く」等曖昧に答えると、曖昧な約束をしたことが自分自身を縛ってしまい、結局行くことになってしまいます。

→イヤだ、おかしいと思ったら大学に相談しましょう。

### ★「勉強会に誘われたが、行くと言ってしまった。断りづらい」と思わせる手口

- 「勉強会に行くくらいならいいか」「世話をかけたから断るのは悪い」
- 「勉強会は面白そうですね」と相づちをうったので断りにくい。何度も誘いがあり、「行けたら行く」と約束したからには行かないと。
- 「あの人が勧めてくれるのだから」 ※あの人とは自分を認めてくれた人（ほめてくれた人、おだててくれた人、お世辞を言ってくれた人）、親切な人（引っ越しを手伝ってくれた等）のことを言う。

これらは、マインドコントロールの第一歩です。この時、すでにあなたはマインドコントロールを受けているかもしれません。

**カルトはあなたを誘うためにやさしくしているだけです。はっきりと断ること。**

### ★「楽しそうなサークル」だと思わせて誘う手口

- 最初の勧誘の内容から徐々に違う内容になってくる。
- 本当の団体名称や目的は後で知らされた。
- おかしいと思ったらはっきり断る。たとえ勧誘した人が魅力的であり、やさしく思いやりのある人に思えても、きっぱりと断らないとついつい深入りしてしまいます。
- 「君にしかわからない話だから、友人や家族には話さないように」等と言われる。
- マンションの一室であったり、〇〇センター等学校外の場所へ誘われた。

泊まり込みの合宿に誘われた。サークルの合宿だと思って参加したら、他の人たちも参加していて、合宿中はじゃまだからと携帯電話、財布、部屋のカギを預けさせられ、逃げ出そうとしても逃げ出せない。といった例があります。情報規制を感じたら、逃げ出せなくなる前に素早く逃げてください。

**すぐに担任に連絡し、先生と一緒に断ること。**

### ★「おかしいな」「怪しいな」と思ったら、早めに相談を

- 甘い言葉、優しい言葉に惑わされず、疑問に思ったら、そこで一旦止まりましょう。
- 有名人、偉人等を持ち出したら、怪しいと思きましょう。
- 「意識が高い」「あなたは特別だ」等ほめられたら、注意。

**ちょっとヘンだなと思ったらすぐに担任や所属の学務係・学務グループまたは学生支援センターへ連絡を。**



## 課外活動中の事故防止

### 1 課外活動中の事故防止

大学におけるサークル活動は、学生自らの主体性において行うものであり、学生がそのサークル活動を通して自主性を養い、友情を培い、豊かな人間性を育てる意味で重要な意義を持っています。しかしながら、サークル活動の技術向上に熱心のあまり、思わぬ事故に遭遇することもあるので十分注意してください。

#### (1) 事故の未然防止

サークル活動中の事故の多くは、日常の危機管理で防げるものです。以下に事故の未然防止に必要なと思われる項目を示しますので、各サークルは、これを参考に練習マニュアルを作成し、一人ひとりが事故の未然防止策を十分に理解した上で練習や試合に臨むよう心がけてください。

##### ① 普段の健康管理

自分の健康を把握した上での活動が必要です。

##### ② ゆとりある計画

遠征や練習等の際は、余裕をみて無理なく目標が達成できるよう計画をたてましょう。計画段階での無理は、事故の原因にもなりかねません。

##### ③ その他

準備運動等の徹底、基礎練習の徹底、体力・技量に応じた練習、段階的な訓練の徹底、安全防具（用具）着用及びテーピング使用等の徹底、安全要員・補助員等の配置、設備及び用具の事前点検などに心掛けてください。

#### (2) 事故発生に備えての事前準備

サークル活動中の事故発生に備え、事前に次のものを準備又は把握しておく必要があります。

- ・ 救急箱
- ・ 部員、保護者及び大学（顧問教員等）への連絡体制
- ・ 計画書の事前届出
  - 登山、海上使用等、必要に応じて警察署（交番）、消防署、市役所等へ事前に計画書を届け出る。
- ・ 損害保険等への加入
- ・ 保険証等の控、血液型の把握

※ 事故が発生した場合、救急車を呼ぶなど適切な処置を講じてください。また、大学に報告してください。

大学の連絡先：029-228-8570 / 8055（学生支援センター）

<時間外> : 029-228-8035（正門守衛所）

## 実験・実習の事故等

### 1 安全第一の実験・実習を

各学部・研究科は、実験・実習中の事故防止の手引書等を作成し、その指導・助言を行っています。履修ガイダンスや指導教員、先輩の指導を遵守し、不明な点は必ず確認して安全第一の実験・実習を行ってください。

また、茨城大学では、毎年、実験実習での事故防止に役立つ講習会などを開催しています。対象となる学生は、指導教員の指示のもと積極的に参加してください。

#### **[安全の手引] を必ず読もう！**

安全の手引書（心得）等は各学部・研究科の学務係または学務グループに問い合わせてください。

「手引書」には

- 化学薬品の安全な取扱い
  - 廃棄物の処理
  - 高圧ガスの安全な取扱いと高圧・真空実験の注意
  - 機械類の安全な取扱い
  - 電気の安全対策
  - 光とX線の安全対策
- などが掲載されていますので、熟読してください。

#### ■実験のための一般的心得

- 真摯な態度で実験に取り組む。
- 周到な準備と無理のない実験計画。
- 事故発生時の対策を確認してから実験に着手する。
- 整理整頓・点検・後始末を心掛ける。
- 適切な作業衣・保護具を使用する。



#### 緊急事態発生！

1. 大声で、近くの人に、事故を通知、一人で対処しない。
2. 元栓・スイッチをOFF。
3. 負傷者は、安全な場所に移動させ、出血部は心臓よりも高く！

#### 火災事故

初期消火は効果大  
火災報知器ボタンを押し、無理とわかれば緊急避難

#### ガス中毒

ガスの事故には飛び込まない  
元栓を閉めて、窓の開放

#### 感電事故

感電している人には注意  
絶縁手袋を使って、人工呼吸、心臓マッサージ

## キャンパス・ハラスメント防止

### ハラスメント（迷惑行為・嫌がらせ）とは？

**アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの総称です。**

#### ●アカデミック・ハラスメント（教育研究の場でおこる嫌がらせ）とは？

大学など教育研究の場でおこる権力を利用した嫌がらせなどの不利益のことです。地位の高い人から、地位の低い人が受ける嫌がらせで、行為者が意識していなくても受け手が不利益と感じる場合もあり、このような場合には、アカデミック・ハラスメントになり得ます。また、教員と職員、あるいは職員同士の間などでおこる権力を利用した嫌がらせもアカデミック・ハラスメントとなります。

#### ●セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）とは？

相手の意に反した、性的な性質の言動や、性差別的意識に基づく言動を行うことで、行為者が意識していなくても相手が不快に感じる行為です。

セクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれます。また、被害を受ける者の性的指向<sup>(※1)</sup>や性自認<sup>(※2)</sup>にかかわらず、「性的な言動」であれば、セクシュアルハラスメントに該当します。

※1 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか ※2 性別に関する自己認識

### アカデミック・ハラスメントになりうる言動とは？

●例えば、次のような行為は**アカデミック・ハラスメント**です。

#### 研究阻害型アカデミック・ハラスメント

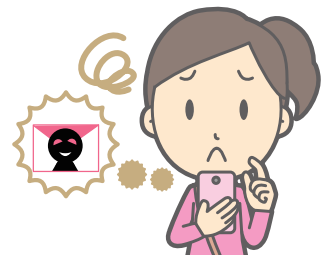
- ・文献や実験器具・試薬などを使わせない。
- ・研究や実験の遂行を妨害する。
- ・放任主義の名のもとに研究指導やアドバイスをしない。

#### 研究搾取型アカデミック・ハラスメント

- ・加筆訂正ただけで、指導教員が主（第一）著者になる。
- ・良い論文をその著者でなく、他の院生などの業績として発表させる。

#### 権力濫用型アカデミック・ハラスメント

- ・正当な理由もなく、講義や実習の担当をはずされる。
- ・正当な理由もなく、昇進させない。
- ・正当な理由もなく、研修・出張を認めない。
- ・正当な理由もなく、教育・研究・業務に関する活動を制限する。
- ・成績が他の学生より良いにもかかわらず、態度が気に入らないと言って単位を与えない。



## セクシャル・ハラスメントになりうる言動とは？

●例えば、次のような行為はセクシャル・ハラスメントです。

### 直接的な行動によるセクシュアル・ハラスメント

- ・就職斡旋や研究指導などを条件に性的な関係を強要する。
- ・コンパなどでみだりに身体に触れる。
- ・執ような電話、メール、LINEで性的な言葉を繰り返す。
- ・はつきりと断っても執ように交際を求めたり、嫌がらせを繰り返す。

### 言葉によるセクシュアル・ハラスメント

- ・卑わいな冗談を言う。
- ・男女にかかわらず、容姿・容貌を話題にして相手を不快にする。
- ・名前を呼ぶときに、嫌がっているにもかかわらず「～ちゃん」と呼ぶ。







これらはジェンダー・ハラスメントとも呼ばれています。

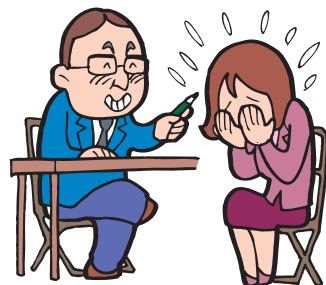
### 視線によるセクシュアル・ハラスメント

- ・性的な対象としてじっと見つめる。
- ・雑誌の卑わいな写真などをわざと見せる。
- ・PCのディスプレイに卑わいな画像を表示する。
- ・ヌードポスター・ヌードカレンダーを部屋に飾る。



## ●被害を受けたら？ 被害を受けている人を見たら？

- 
 不快感や恐怖感を感じるような行為に対しては、断固として「嫌だ」という意思を伝えましょう。「嫌だ」という意思表示をしたにもかかわらず、ハラスメントが続いたとき、あるいは「嫌だ」という意思を伝えることができない状況にあるときは是非相談してください。
- 
 直接の被害者だけでなく、他人に対するハラスメントを不快に感じる場合にも相談してください。
- 
 あなたのまわりに被害を受けている友人や同僚がいたら、相談に行くように勧め、証人になってあげてください。
- 
 教育実習やインターンシップ、ボランティア活動、アルバイト等の実施先で被害を受けた場合にも相談してください。



●どこに相談すればいいの？



相談員にご相談ください  
 大学HPで相談員の名簿が見られます  
 詳しくは、下欄をご覧ください。  
 相談内容の秘密は必ず守ります。安心して相談してください。  
 友人と一緒に構いません。  
 相談は、保健管理センター、保健室、なんでも相談室でも受け付けています。  
 健康の不安、生活・修学のことなど、遠慮なく相談してください。



茨城大学のハラスメントに関する相談は

茨城大学ハラスメントの相談

検索

茨城大学ホームページ



<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/consultation/harassment/>

大学HP→総合案内→茨城大学の取り組み→ハラスメント対策の取り組み→ハラスメントの相談

※ハラスメント防止・救済・対策ガイドラインを参照してください。

※相談員名簿が見られます。

電話相談

029-228-8057 (学生支援センター)

保健管理センター・保健室・なんでも相談室でも受け付けています。

## 事件・事故等のトラブルに気をつけよう！

### 1. 日常生活における犯罪被害を防止しよう！

- ・ 窃盗の被害に遭わないためにも、**窓やドアの施錠を徹底しよう**
- ・ 性犯罪等の被害に遭わないよう、**室内にいる時も鍵はかけよう**
- ・ 女子学生は万が一のために**防犯ブザーを携帯しよう**  
防犯ブザーは学生支援センター（工学部及び農学部は各学部学務係または学務グループ）で配布中！



### 2. 交通事故を防止しよう！

- ・ 自動車も自転車も**交通ルールを守るのは当たり前！**
- ・ **違反行為や無謀な運転は絶対しないようにしよう**



### 3. 飲酒事故を防止しよう！

- ・ **No 未成年飲酒！** 未成年の飲酒は法律で禁じられています
- ・ **No 飲酒運転！** 重大な事故を招く行為は絶対にやめよう
- ・ **No イツキ飲み！** イツキ飲みや飲酒の強要は死にも至る行為です



### 4. SNS 等のトラブルを防止しよう！

- ・ Twitter やFacebook など**SNS** への投稿はよく考えてから行おう  
内容によっては**想像のつかないところまで拡散する危険性あり！**  
投稿した本人だけでなく、**友達や家族にまで被害が及ぶかも…**
- ・ ネットやメディアでのあなたの意見は、「茨大生」全体の意見として見られることもあります！ **くれぐれも発言は慎重に行おう**



### 事件・事故等のトラブルに遭遇してしまった時は……

- ・ **P.61の各種窓口**に連絡・相談しよう！  
事件・事故以外にも、**様々な相談に対応してくれる窓口**がいっぱいあります
- ・ **大学の窓口にも併せてご連絡ください！**
  - ☎水戸地区：029-228-8600（平日8:30～17:15）／029-228-8035（平日夜間・祝祭日）
  - ☎日立地区：0294-38-5004（平日8:30～17:15）／0294-38-5299（平日夜間・祝祭日）
  - ☎阿見地区：029-887-1261（代表番号）

## 事件・事故等のトラブルに遭遇した際の相談窓口

- 事件に巻き込まれてしまった、事件を目撃した
- 交通事故に遭った、交通事故を目撃した
- ☎ 慌てずに落ち着いて110番に連絡する！



- 水戸キャンパス周辺（学外）で落とし物をしてしまった
- ☎ 水戸市末広町交番：029-231-2830  
・末広町交番に連絡がつかない場合はこちらへ。
- ☎ 茨城県水戸警察署：029-233-0110

- Webサイトを閲覧していたら、突然大金を請求するメッセージが表示された
- 身に覚えのない代金を請求する電話がかかって来た
- ありがたい壺やお札と称するものを、無理矢理買わせられている

- ☎ 悪質商法110番：029-301-7379  
・茨城県警察本部生活環境課の開設している相談窓口。
- ☎ 茨城県消費生活センター：029-225-6445
- ☎ 水戸市消費生活センター：029-226-4194



- 恋人からの暴力（DV）に悩んでいる
- 見知らぬ男性からつきまとわれて困っている
- アルバイト先でセクハラを受けている



- ☎ 女性安心パートナー（茨城県警）：029-301-8107  
・茨城県警が開設している女性専用の相談電話。24時間、相談を受け付けている。
- ☎ 女性の人権ホットライン：0570-070-810

- アルバイト先でハラスメントを受けている
- アルバイトの賃金を払ってもらえない
- アルバイトを辞めたいのに辞めさせてもらえない

- ☎ ハローワーク水戸：029-231-6221
- ☎ 茨城労働局総合労働相談コーナー：029-277-8295
- ☎ 水戸総合労働相談コーナー：029-277-7925
- ☎ いばらき労働相談センター：029-233-1560  
・茨城就職支援センター内に設置されている相談窓口。



- 急に体調が悪くなったが、病院が閉まっている

- ☎ 重症または緊急の場合、慌てずに落ち着いて119番へ連絡！
- ☎ 水戸市休日夜間緊急診療所：029-243-8825（歯科：029-243-8840）  
・急な病気やケガで、かかりつけ医等にかかれない時の窓口。
- ☎ 救急医療情報コントロールセンター：029-241-4199  
・症状が軽く、水戸市休日夜間緊急診療所の受付時間外の場合に、診察可能な医療機関（歯科以外）を24時間対応で紹介してくれる窓口。



## 地震等緊急時の対応

### ●非常時の連絡方法

#### 大学からの情報を確認する

茨城大学HP <http://www.ibaraki.ac.jp/>



#### 事前に携帯に右記の連絡先を登録しておく

学外で災害に  
巻き込まれたら

大学へ一報を入れること  
みんな心配してます



#### 非常時の連絡先

茨城大学	水戸キャンパス 守衛所	029-228-8035
	学務課	029-228-8054
	学生支援センター	029-228-8055
	人文社会科学部 学務グループ	029-228-8102
	教育学部 学務グループ	029-228-8204
	理学部 学務グループ	029-228-8332
	日立キャンパス 守衛所	0294-38-5299
	工学部 学務第二係	0294-38-5011
	阿見キャンパス 警備員	090-4751-9601
	農学部 学務グループ	029-888-8519

教育学部、教育学研究科および特別専攻科については、ガイダンス時に別途連絡網の登録説明があります。

#### 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板を利用する

災害用伝言ダイヤルとは？

地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

固定電話／スマートフォンから

伝言を入れる

171



1をダイヤル

自分の電話番号

伝言を聴く

171



2をダイヤル

相手の電話番号

災害用伝言板とは？

日本国内で大規模な災害が発生した場合に、メッセージの伝言板の役割を果たすシステムで、各電話会社が提供するものです。使用する際には、専用アプリの入手やメールアドレスの登録など、事前に手続きが必要な場合があります。

docomo

スマートフォン / iPhone  
専用アプリ



災害用伝言板

<http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi>

au

スマートフォン / iPhone  
専用アプリ



災害用伝言板

<http://dengon.ezweb.ne.jp/>

SoftBank

スマートフォン / iPhone  
専用アプリ



災害用伝言板

<http://dengon.softbank.ne.jp/>



万が一事故にあったら

まず

119番・110番へ通報を！

## ①各学部学務係及び学生支援センターへの連絡は

## 水戸キャンパス

人文社会科学部 …… 電話 029-228-8102  
 教育学部 …… 電話 029-228-8204  
 理学部 …… 電話 029-228-8332  
 学生支援センター …… 電話 029-228-8055

## 日立キャンパス

工学部 …… 電話 0294-38-5011

## 阿見キャンパス

農学部 …… 電話 029-888-8518,8519

課外活動中の場合は、水戸キャンパスは学生支援センターへ、日立・阿見キャンパスは上記の連絡先へ連絡してください。

## 事件・事故報告書

報告年月日  
 氏名、学部、学科、年次  
 日時：……  
 場所：……  
 事故内容：交通事故、痴漢 etc  
 内容：……  
 〃

学生支援センターには、左に示す事件・事故報告書が備えてありますので、事件・事故に遭遇した学生や交通事故の当事者となった学生は、必ず「事件・事故報告書」を提出してください。

事件・事故  
にあったら学生支援センター  
又は各学部の  
学務係へ

## ②休日、夜間の事件・事故の連絡は

## 水戸キャンパス

守衛所 …… 電話 029-228-8035

## 日立キャンパス

守衛所 …… 電話 0294-38-5299

## 阿見キャンパス

守衛所 …… 電話 090-4751-9601  
 (警備員携帯電話) 時間外(17:30~8:30)

交通事故後の示談などの対応が手にあまる場合には、公共の交通事故相談所等に問い合わせてください。無料で相談に応じてくれます。

交通事故の  
相談は

中央交通事故相談所 …… 029-233-5621  
 県南地方交通事故相談所 …… 029-823-1123  
 県西地方交通事故相談所 …… 0296-24-9112  
 鹿行地方交通事故相談所 …… 0291-33-6222

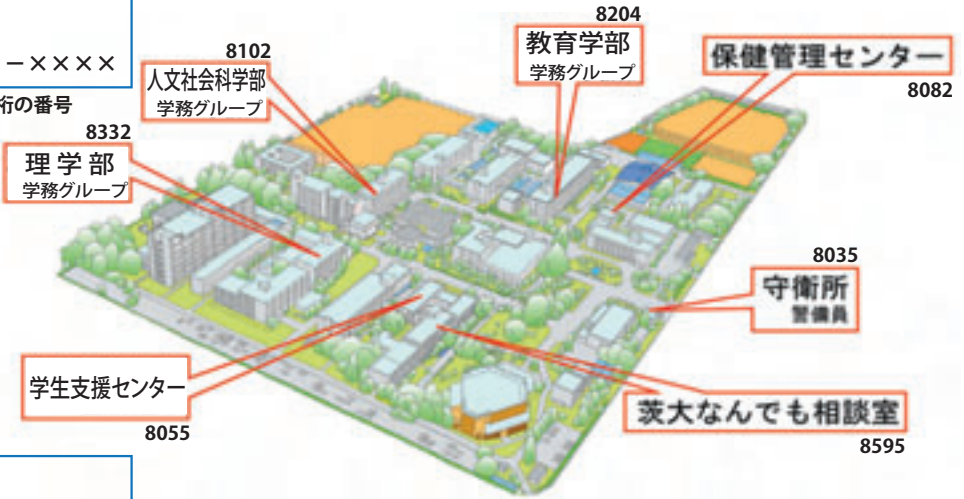
# 緊急連絡先

## ③各キャンパスの連絡先案内図

**水戸キャンパス**

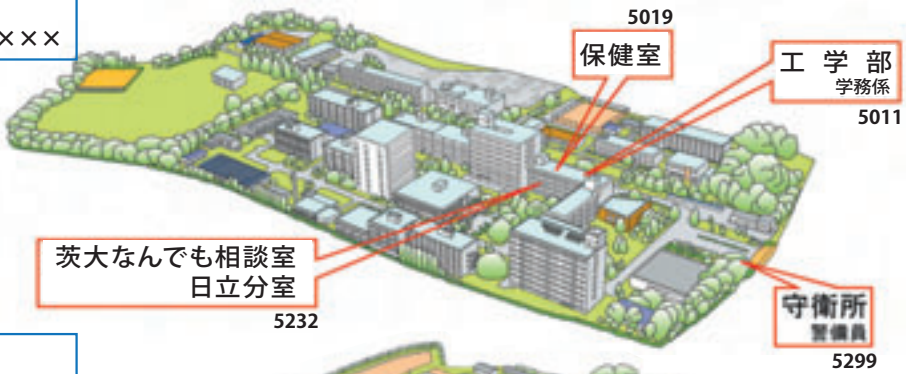
Tel:  
029-228-XXXX

XXXXには、四桁の番号



**日立キャンパス**

Tel:  
0294-38-XXXX



**阿見キャンパス**

Tel:  
029-888-XXXX



6

学生生活における安全

**ブラックバイトに注意！**

アルバイトを始める際は、下のようなトラブルに巻き込まれないよう、労働条件等をよく確認しましょう。

また、アルバイトをする前に下記のページもぜひ参照してください。

**アルバイトで起こりがちなトラブル**

**飲食店や居酒屋**  
深夜営業が多く、生活が夜型に。正社員が少ないと過度なシフト強要も

**コンビニ**  
うな重やおでんの販売ノルマが課され、自費で買い取ることも

**アパレル**  
接客用の衣服の自費購入を求められ、バイト収入を充てる例も

**学習塾**  
授業時間分しか給料が出ず、採点、相談業務が無給の場合も。授業を受け持つと休みにくい

**主な相談先**

- ・都道府県にある厚生労働省の「総合労働相談コーナー」
- ・日本労働弁護団が各地で開く電話相談
- ・労働組合や労働問題に取り組むNPO

(法政大学・上西充子教授の  
新入生向け文書をもとに作製)

画像：朝日新聞 2015年4月22日(水)付記事より抜粋

**厚生労働省**

「確かめよう労働条件」

アルバイトを始める前に知っておきたい7つのポイント

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/fp/parttime/index.xhtml>



大学では以下の表のとおり制限職種を定めています。

制限職種

	職 種 等	理由・その他
危険を伴うもの	自動車（バイクを含む）の運転(商品の発送) 危険な機械の操作（プレス・裁断機等特殊な工作機械の操作） 二階以上の高所での屋外作業（窓硝子清掃） 建築・土木・水道・ガス等の工事現場での作業 線路内・道路上での作業（測量・白線引き） 高電圧・高圧ガス等の危険物の取扱い 警備員（場内整理・誘導・受付は除く。）	事故が予想され、事故時の経済的負担が大きく危険を伴う可能性がある
人体に有害なもの	有害な薬物の取扱い作業（農薬・劇薬の取扱い） 放射線被曝の恐れのある作業 高温度・低温度の中での作業（熱処理加工、冷凍庫内の作業） 塵埃・粉末・有毒ガス・騒音の著しい中での作業 薬品の臨床人体実験	人体に害を与える可能性がある
重労働なもの	重労働の作業（建築現場、土木・水道・ガス工事の穴掘り作業）	危険を伴い、学業に支障をきたす可能性がある
法令に違反するもの	労働争議に介入する恐れのあるもの マルチ・ネズミ講商法に関するもの 違約金・損害賠償を予定するもの 募集・採用の対象を男性のみ女性のみとするもの 募集・採用の人数を男女別に設定するもの 営利職業斡旋業者への仲介斡旋 出来高払い・歩合制（一定額の保証のないもの） 選挙応援に係る業務 茨城県における最低賃金を下回るもの	職安法第20条（労働争議に対する不介入）に準ずる 公職選挙法違反 等
教育的に好ましくないもの	現金を扱うもの(家庭訪問の物品販売・集金) 風俗及び風俗に準ずる営業の現場作業(バー・スナック・キャバレー、パチンコ・麻雀) 住込み・深夜及び早朝の作業（午後10時～午前6時） プライバシーに関する調査 居酒屋等・深夜（午後10時以降）に酒類を提供する飲食店（注） 金融ローン・クレジットに関する信用調査・返済督促 競馬・競輪場ギャンブル場内での開催中の現場作業	金銭的なトラブルが予想される 教育的に好ましくない 健康上及び教育的に好ましくない
その他	無許可・内容的に問題のあるチラシ配り・ポスター貼り 固定給のないセールス 家庭教師派遣業 イベントへの派遣業務 人材派遣の登録を目的とするもの（勤務先や仕事内容が具体的でないもの） 登録制のもの・日によって勤務先が違うもの 人命に関わることが予想される業務 宗教の布教に係わる活動に関するもの 採否の連絡が無かったり、正当な理由なく解雇されることがしばしば繰り返されるもの 就労中の事故に対し学生に負担を負わせるもの 継続1週間以上にわたる昼間（午前8時～午後4時）の業務（長期休業期間・土日祝日はこの限りではない） 以下の労働条件が不明確なもの ①労働者が従事すべき業務の内容 ②労働契約の期間 ③就業の場所 ④始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日 ⑤賃金の額（時給・月給・日給・支払時期など） その他、就労に不適当と思われるもの	トラブルを招く可能性がある

(注) 未成年者が従事するのは不可としています。

## 海外渡航時の手続き

### 1 海外渡航

大学では、海外渡航先で災害・事件・事故等があった場合の学生の安否確認等を行う目的で、「海外渡航届」（日程表含む）の提出をお願いしています。渡航1週間前までに「海外渡航届」を下記提出先へ提出してください。

なお、帰国後は、必ず「海外渡航届」の提出先へ帰国した旨の連絡をしてください。

#### 【提出先】

- ・人文社会科学部・教育学部・理学部の1年次以上及び工学部・農学部 of 2年次以上の  
学部生及び大学院生…………… 各学部の学務係・学務グループ
- ・工学部・農学部の1年次…………… 学生支援センター

#### ※【注意事項】

1. 海外情勢を十分に認識し、誘拐、脅迫、テロ等の不測の事態に巻き込まれることのないよう、各地域の特徴を踏まえた上で、外務省が発出する渡航情報等及び報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め、日頃から危機管理意識を持つとともに、状況に応じて適切な安全対策が講じられるよう心掛けてください。
2. シリア、イラクのみならず、退避勧告や渡航への注意が出されている国や地域への渡航を計画している場合は、渡航先の変更や渡航時期をずらす、又は自粛する等、適切な判断をお願いします。
3. 休業期間中などに海外への短期留学や旅行等を含め渡航する場合は、渡航先・渡航日数に関係なくいかなる場合においても必ず「海外渡航届（日程表含む）」を渡航1週間前までに所属の学務係又は学生支援センターに提出してください。

海外に渡航する場合は、外務省海外安全ホームページや報道及び渡航先最寄りの日本大使館、総領事館から最新の情報を入手するとともに、外務省が実施している渡航登録サービスを利用するなど自らの安全確保に努めてください。

#### 【事前に必ず確認するホームページ】

- ・外務省

(海外安全ホームページ)

⇒<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

(たびレジ)

⇒<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>



(海外渡航届)

⇒<http://www.ibaraki.ac.jp/collegelife/campus/notification/voyage/>





7

## 学内外の施設の紹介

### 図書館

図書館を活用しよう

### その他施設

学生寮、福利センター、サザコーヒー

SHIEN、茨苑会館、課外活動共用施設

体育合宿所、弓道場・体育練習場

体育館・柔剣道場、プール

大子合宿研修所





## 図書館

## 図書館を活用しよう

図書館は本学の教育・研究を支える施設です。平成26年度本館リニューアル後、学習環境がより一層充実しました。本館（水戸キャンパス）、工学部分館（日立キャンパス）、農学部分館（阿見キャンパス）の3館から構成され、あわせて約100万冊の蔵書を備えています。

図書館では、図書等の資料の閲覧・貸出の他、パソコンやグループ学習室などの施設も提供しています。

また、「資料の探し方」や「データベースの使い方」についての講習会や土曜アカデミーなどのイベントも開催していますので、ぜひご参加ください。

なお、図書館の詳しい利用方法については、「図書館利用案内パンフレット」または図書館ホームページ<http://www.lib.ibaraki.ac.jp/>をご参照ください。



茨城大学図書館キャラクター  
「わらづと君」



## 《開館時間》

- ・ 臨時に休館する場合がありますので、詳細は図書館HP開館カレンダーでご確認ください。

授業期間中	平日	8:30～21:45
	土・日	11:00～19:00
(春・夏・冬) 休業期間中	平日	8:30～17:00
	土・日	休館
祝日、年末年始(12/29～1/3)		休館

## 《貸出冊数と貸出期間》

- ・ 貸出の際は学生証が必要です。

区分	利用者の区分	冊数	期間
図書	学部1～3年	10冊	14日
	学部4年	15冊	28日
	大学院生	20冊	28日
	教職員・名誉教授	50冊	180日
	学外者	10冊	14日
製本雑誌	教職員・大学院生・名誉教授	5冊	7日
	上記以外の利用者 (農学部分館のみ)	2冊	3日
未製本雑誌	教職員・大学院生・名誉教授	5冊	2日
視聴覚資料	全利用者	5点	7日



## その他の施設

### 学生寮

#### ① 学寮の目的及び使命

本学の学寮は、共同生活の実践を基盤とする人間形成の場として位置づけられています。性格・境遇・専攻を異にする学生が共同生活を通じ、互いに切磋琢磨することにより、個性の伸長を図り、共同生活の意義と経験を体得し、社会人としての素質を養うことを目的及び使命としています。

なお、外国人留学生の入居を認め、日本人学生と共同生活をするることによってお互いのコミュニケーションを図り、外国人留学生が日本の文化を理解する一助になるよう取り計らっています。



#### ② 管理運営

本学には次のとおり学寮が設置されており、水戸地区にあつては学務部長、その他の地区にあつては学部長が管理運営しています。

入居募集については、水戸地区においては学生支援センター、日立地区においては工学部学務第二係、阿見地区においては農学部学務係に問い合わせてください。

学寮の名称	地区	対象及び定員	形態	主な設備
水哉寮	水戸	男子118名	1人部屋	キッチン専有、バス・トイレ共同
みずき寮	水戸	女子72名	4人相部屋	バス・トイレ・キッチン共同
吼洋寮	日立	男子176名	1人部屋	バス・トイレ・キッチン共同
さくら寮	日立	女子12名	4人相部屋	バス・トイレ・キッチン共同
霞光寮	阿見	男子41名、女子41名	1人部屋	バス・トイレ・キッチン専有

これらの寮に共通する事項は、茨城大学学寮規程等に定めるところによりますが、細部については各寮で異なる点があります。

寮生が寮の生活をすることに当たって遵守し、かつ、励行しなければならない事項には、次のようなものがあります。

- ・火気の取扱いには常に留意し、所定の時間及び場所以外において火気を使用しない。寮内禁煙、電熱器具類の始末に細心の注意を払う。  
特に外出時、就寝時には火気の処理を怠らないよう十分に注意する。
- ・防災上、避難時の妨げとなるので、通路には物を置かない。
- ・電気、水道、ガス等の使用に当たって、節約に努める。
- ・寮の施設及び物品等の公共物は大事に取扱う。
- ・所定の経費を延滞なく納入する。
- ・常に病気・けがに注意し、かつ、健康増進に努める。また、身のまわりを清潔にし、整理・整頓に留意する。
- ・学寮内外の環境の整備・清掃に努める。

## ③ 自治生活

学寮内における健全な自治活動は寮生活の基本です。本学における各寮の共同生活は運営委員によって自主的に行われており、年を追ってよりよい伝統が築かれ、引き継がれています。入居者は学生自治の本旨を正しく理解し、その義務と責任を自覚し、健全にして明朗な自治生活の発展に努めなければなりません。

## ④ 寄宿料等

寄宿料等は下記のとおりです。

学寮の名称	地区	寄宿料（月額）	光熱水費（月額）
水 哉 寮	水戸	11,600円	5,200円
み ず き 寮	水戸	700円	5,200円
吼洋寮（A棟）	日立	6,000円	8,400円
吼洋寮（C棟）	日立	20,000円	7,200円 ほか居室電気代
さ くら 寮	日立	17,500円	7,700円
霞 光 寮	阿見	4,700円	自己負担額 約6,000円

（平成31年3月現在）

### 福利センター（大学生協）

水戸地区には福利センターがあり、その運営を茨城大学生生活協同組合が行って、学生及び教職員の利用に供しています。

また、日立地区・阿見地区には購買書籍店・食堂がそれぞれあり、営業時間は異なりますが、ほぼ同様のサービスを行っております。



### 大学会館（茨苑会館）

水戸地区には大学会館（茨苑会館）があり、1階には学生及び教職員の交流の場として談話室が設けられており、勉学の合間のくつろぎの場所になっています。

#### ●集会等のために建物を使用する場合（窓口：学生支援センター P.14 図②）

学生が集会、催物等のために建物を使用するときは、所定の様式に従い学務部長に願い出て、その許可を受けることが必要です。許可を受けずに使用することはできません。

#### ●印刷物等の掲示・配布及び立看板を設置する場合（窓口：学生支援センター P.14 図②）

学生がポスター、印刷物、新聞等を掲示および配布しようとするときは、あらかじめ学務部長に届け出ることが必要です。ただし、学外に関係するときは、学務部長に願い出て、その許可を受けることが必要です。

立看板の設置については、学内・学外の諸行事の告知や講演会等の場合に設置することができます。この場合も学務部長に届け出ることが必要です。

【水戸キャンパス内店舗】

店名	営業時間	
	平日	土曜
茨城大学生生活協同組合		
・水戸購買部 コンビニショップ	8:30～18:15	10:00～14:00
・水戸購買部 サービスショップ	10:00～18:00	閉店
・水戸書籍部	10:00～17:00 (4月、10月は10:00～18:15)	閉店
・水戸食堂部 1階食堂	10:00～19:20	11:00～13:30
・水戸食堂部 2階食堂	11:00～13:30	閉店
茨城大学ライブラリーカフェ サザコーヒー (図書館1F)	9:00～18:00 ※時期により変動あり	10:00～17:00 ※時期により変動あり
SHIEN (大学会館・食堂)	11:00～16:00	閉店

課外活動施設

1 課外活動共用施設 (サークル棟)

水戸地区・日立地区 (工学部) 及び阿見地区 (農学部) には、それぞれ課外活動共用施設 (サークル棟) があり、各サークルの共用施設として活用されています。

施設の使用にあたっては、サークル棟使用マニュアルを遵守し、清潔・整理整頓を心がけてください。

2 体育合宿所

課外活動を集中的に行い、短期間に大きな成果を上げるには、合宿が有効な方法です。本学には水戸地区に体育合宿施設として体育合宿所があります。

使用については、学生支援センターへ申し込んでください。合宿所の利用にあたっては関連規則を遵守し、清潔・整理整頓を心がけるとともに、火気取扱等に十分注意してください。



3 弓道場・体育練習場

弓道場及び体育練習場 (レスリング・ボクシング) があります。

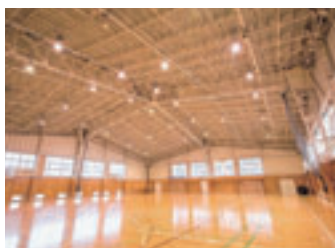
なお、体育練習場には、体力向上を目的とするコンビネーショントレーナーが設置されています。



#### 4 体育館・柔剣道場

体育の授業及び課外活動の施設として体育館（大小各1）及び柔剣道場があります。

使用する場合は、学生支援センターに使用願を提出し、許可を受けてください。なお、日立地区（工学部）、阿見地区（農学部）体育館の使用については、工学部学務第二係、農学部学務グループへ申し込んでください。



#### 5 プール

体育の授業及び課外活動の施設としてプールがあります。



#### 6 大子合宿研修所

県立奥久慈自然公園内の景勝地に、大子合宿研修所があります。久慈川の清流を望み、山なみに囲まれた静かな環境の中でサークル活動や研修会等に利用されています。使用については、学生支援センターに申し込んでください。

《所在地》

〒319-3555 茨城県久慈郡大子町大字下野宮5653の5  
Tel 0295 (72) 0402

《収容人員》 48名

《交通機関》 JR水郡線下野宮駅（水戸駅から約2時間）  
下車 徒歩約20分

《必要経費》

	区 分	料金	備 考
運営費	1泊1名	300円	洗濯代等
	1泊増すごとに	150円	
暖房費	1泊1名	200円	期間11/1～4/30

※ 学外者は、上記のほか1泊1名164円の使用料が必要です。

（平成31年4月現在）







8

## 国際交流

いろいろな海外留学・研修  
茨城大学で国際交流  
国際交流関係情報





## いろいろな海外留学・研修

- ・春休み、夏休みなどの休業期間に行く短期語学研修
- ・インターンシップやボランティアを行う体験型研修プログラム
- ・茨城大学に籍を置きながら本学協定校へ留学する交換留学
- ・茨城大学を休学して行く私費留学

茨城大学では、海外留学に関する情報をまとめた「海外留学のすすめ」を作成しています。

茨城大学 海外留学のすすめ

検索



## 茨城大学で国際交流

茨城大学で学ぶ留学生の勉強面、生活面でのサポートを行う「チューター」を配置しています。一対一の関係の中で、お互いに異文化交流をする良い機会です。

水戸地区：グローバル教育センター（国際交流課）  
日立・阿見地区：各学部の学務係



また、各キャンパスには、留学生と日本人学生との交流の場「留学交流室」（水戸キャンパス、阿見キャンパス）「国際交流サロン」（日立キャンパス）があります。気軽に訪れてみてください。問い合わせは上記のグローバル教育センター（水戸地区）、各学部の学務係（日立・阿見地区）へどうぞ。

## 国際交流関係情報

グローバル教育センターでは、海外留学や国際交流に関する学内イベントなどの情報を、希望者に「海外留学メールマガジン」で配信しています。

### <登録方法>

添付ファイルを受け取ることができる、普段使用しているメールから、下記のようにメールを送信してください。

【送信先】 isctouroku@ml.ibaraki.ac.jp

【件名】 海外留学メルマガ登録

【本文】 ①所属学部 ②学生番号 ③氏名

グローバル教育センター  
Facebook

Facebookでも情報を提供しています。「いいね！」をクリック！

<https://www.facebook.com/ibadai.cge>







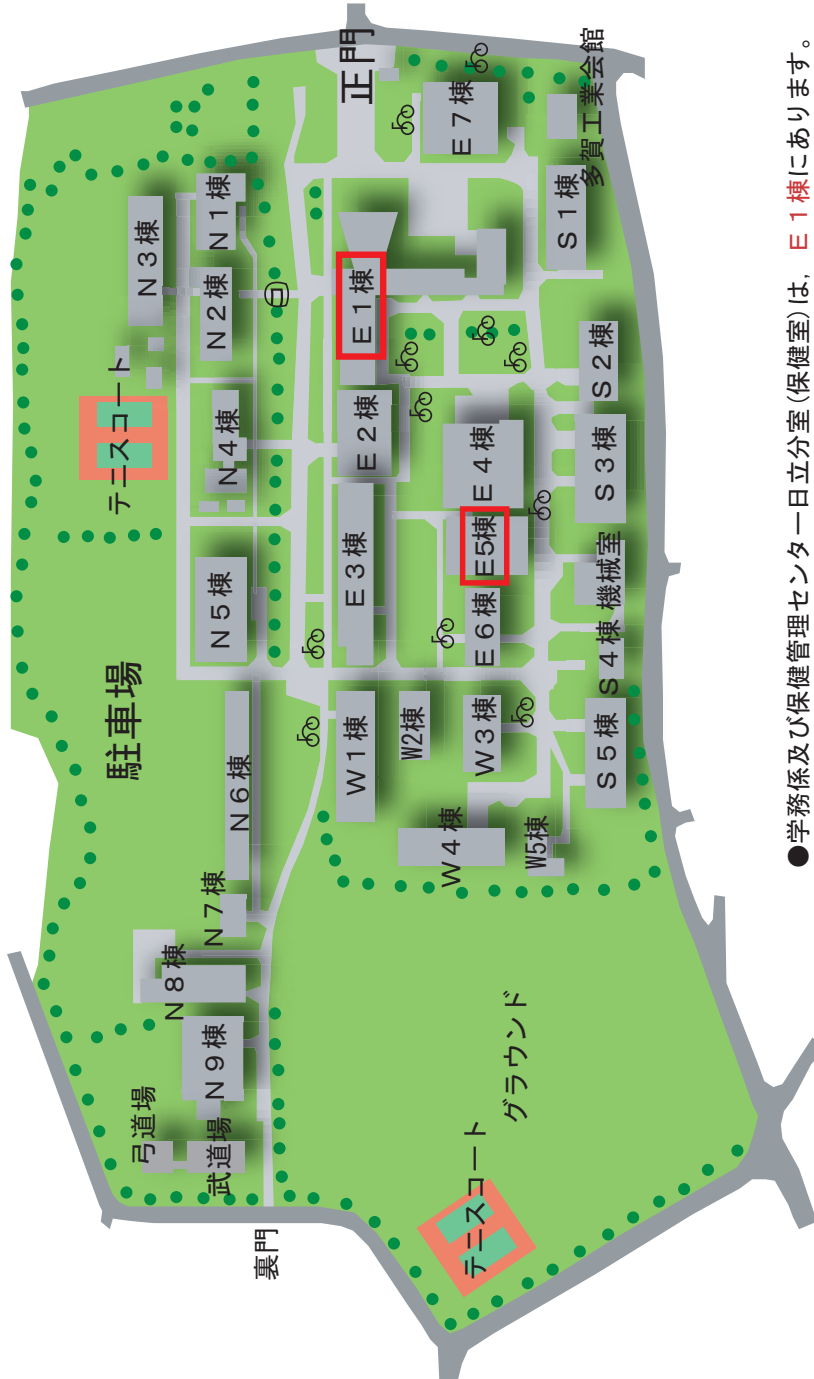
9 資料

工学部及び農学部の配置図  
茨城大学 略歴・校章・ロゴマーク



## 工学部及び農学部の配置図

## 1 日立地区（工学部）配置図



- 学務係及び保健管理センター日立分室(保健室)は、E 1棟にあります。
- IT基盤センターは、E 5棟にあります。
- 食堂、書籍部及び購買部は、E 7棟にあります。
- 学生掲示板は、E 1棟内にあります。

駐輪場

自動二輪車等置場

## 2 阿見地区 (農学部) 配置図

- 学務グループ及び保健管理センター—阿見分室 (保健室)は、事務管理棟にありません。
- 学生掲示板は事務管理棟前にあります。
- IT基盤センターは本館にあります。
- 生協食堂、書籍部、購買部は福利厚生施設 (こぶし会館)にあります。

🚲駐輪場(自動二輪車等も併用)



## 茨城大学・略歴

茨城大学は、昭和24年（1949年）5月31日国立学校設置法（昭和24年法律第150号）により、旧制の水戸高等学校・茨城師範学校・茨城青年師範学校及び多賀工業専門学校を包括し、文理学部・教育学部・工学部の3学部からなる新制大学として発足しました。

## 茨城大学・校章

茨城大学が発足した昭和24年、校章を制定することになり、そのデザインを広く学内に公募したところ相当数の応募があった。これらの作品を学内に掲示して人気投票をした結果、当時、教育学部教授の大道武男氏がデザインしたものが採用された。

これは野いばらの葉を図案化し、中に大学の文字を入れたものである。



## 茨城大学・ロゴマーク

ロゴ・マークは、「校章」とは別に茨城大学の広報・宣伝活動のシンボルとして作成した「茨城大学ロゴ・マーク」である。

このロゴ・マークの制作意図は「茨城大学のイニシャル“I”の小文字をモチーフとし、できるかぎりシンプルな造形として『学問の灯（ひ）』を表現した。単純明快ながら大学らしさを出した。」ものである。

制作者

佐藤晃一氏（佐藤晃一デザイン室）









平成 28 年度 大学教育再生加速プログラム (AP)「高大接続改革推進事業」採択  
テーマⅤ「卒業時における質保証の取組の強化」

本学では、学生の卒業時の質保証に取り組んでいます。

大学教育再生加速プログラム (AP) Web サイト  
<http://apie.ibaraki.ac.jp>

---

## いばだいガイドブック

発行年月日 2019年4月1日  
発行 茨城大学学生支援センター  
編集 茨城大学中央学生委員会

---

